
2018 年版 上場企業 監査人・監査報酬 実態調査報告書

2018 年 3 月 31 日

監査人・監査報酬問題研究会

本年度責任者 松本祥尚（関西大学）
町田祥弘（青山学院大学）
林 隆敏（関西学院大学）
佐久間義浩（東北学院大学）
高田知実（神戸大学）
堀古秀徳（関西学院大学）

1. はじめに	1
2. 日本の監査報酬の実態分析	3
(1) 調査の期間、対象、及び方法	3
(2) 監査証明業務報酬額の概要	3
(3) 監査証明業務報酬額の推移	5
(4) 対売上高比率による分析	6
(5) 資本市場別の分析	9
(6) 業種別の分析	10
(7) 監査人別の分析	22
(8) 増減分析	23
(9) 監査人交代企業の分析	24
(10) ガバナンス形態別の分析	26
(11) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容	28
(12) 日米比較	29
3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査	31
(1) 日本公認会計士協会からの委託事項	31
(2) アメリカ	31
(3) 英国	34
(4) ドイツ	36
(5) フランス	37
(6) カナダ	38
(7) オーストラリア	40
(8) 日本の監査報酬開示規定の課題	41
4. 監査報酬と重要な監査事項の関係に関する実証分析	43
(1) 分析の目的	43
(2) 先行研究	44
(3) サンプルとデータベース	45
(4) 分析モデル	45
(5) 分析結果	47
(6) 限界と残された課題	56
5. おわりに	57
執筆者紹介及び担当箇所一覧	59
参考文献	61

1. はじめに

監査人・監査報酬問題研究会では、2007年より日本公認会計士協会からの委託研究として、有価証券報告書に開示されたデータをもとに、わが国の全上場企業の監査人及び監査報酬の実態調査と分析を実施している。

日本における上場企業は、2004年3月期以降に提出された有価証券報告書から、「提出会社の企業統治に関する事項」に監査報酬の内容（監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容）を開示することが求められている。当初は任意開示であったが、その後、2008年3月期以降に提出された有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」の区分において、監査報酬と非監査報酬を提出会社と連結子会社に区分した統一様式によって記載することが義務づけられ、現在に至っている。

本研究の目的は、被監査企業が監査人に対して支払う報酬を手掛かりとして、日本の上場企業における公認会計士監査の実態を明らかにすることにある。本調査研究によって、毎年の監査報酬等に関するデータが蓄積されることは、研究上の貢献として、いわゆるアーカイバル型の実証的手法による監査研究の基盤整備に繋がることが挙げられる。また同時に、監査業務は本来クライアント毎に異なるテイラーメイド型の高度専門職業サービスであるにもかかわらず、あたかもコモディティのように価格競争が行なわれている現状において、本研究の成果の蓄積は、コモディティ的な価格競争の排除と、結果として監査報酬の適正化を可能とすると期待される。

2007年からの日本公認会計士協会からの委託研究の調査・研究の成果は、以下を参照されたい。

- (1) 2006年度から2010年度までの調査・研究成果は、監査人・監査報酬問題研究会『上場企業監査人・監査報酬白書』（日本公認会計士協会出版局）2008年版～2012年版に収録されている。
- (2) 2011年度から2015年度分については、日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて、それぞれ「『2013年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、「『2014年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、「『2015年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、「『2016年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」、ならびに「『2017年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』の公表について」として公表されている。なお、本年度も書籍の発刊は行なわれず、本調査報告書は日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて公表される。
- (3) その他、2006年度から2010年度までの5年間の委託研究の成果に、監査報酬に関連する諸問題の考察やアンケート調査結果の分析等を加筆した研究書として、監査人・監査報酬問題研究会『わが国監査報酬の実態と課題』（日本公認会計士協会出版局、2012年）が発刊されている。

以下、本調査報告書の本論は、2. 日本の監査報酬の実態分析、3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査、及び4. 監査報酬データを用いた実証分析から構成されている。

このうち、2.では、本年度（2016年度）の監査報酬等のデータを用いて、ここ数年のわが国の監査報酬等の動向を確認している。また3.では、本年度も昨年度に引き続き日本公認会計士協会からの個別の委託事項を取り扱うこととした。日本公認会計士協会からは、次のような委託事項が寄せられた。

●「諸外国における監査報酬に係る開示制度の比較分析——各国における開示の相違とその背景（制度趣旨）について」

そこで、昨年度にアメリカにおける監査報酬の開示制度をわが国との対比において検討したため、今年度は、アメリカに加えて、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリアについて扱っている。

最後の4. では、毎年、監査報酬データを鍵にして、さまざまな角度からの実証研究を試みているところであるが、本年度は、現在わが国でも導入が検討されている「重要な監査事項」(Key Audit Matters: 以下、KAM)に相当する財務諸表項目が、監査報酬に与える影響を検証することとした。

既述のとおり、本調査研究の課題は、監査報酬を手がかりとして、わが国における上場企業の監査の実態を明らかにすることにある。日本公認会計士協会からも、毎年度「監査実施状況調査」が有用な情報として公表されているが、当該調査が監査概要書を元にした非公開データに基づくのに対して、本研究会の調査研究は、有価証券報告書に開示された公開データに基づいていることと、独立的な立場にある研究者による調査研究であることに特徴がある。

最後に、本研究会が2007年度から今回まで11年間にわたり継続的に調査・研究を行うことができたのは、本研究の重要性を理解し、本調査・研究を委託してくださっている日本公認会計士協会の歴代会長、ならびに、現在の関根愛子会長ほか関係各位のご支援の賜物であり、深く感謝申し上げたい。本研究会による調査研究の成果が日本の公認会計士監査制度の一層の充実・発展に些かなりとも貢献できれば幸いである。

(松本祥尚)

2. 日本の監査報酬の実態分析

(1) 調査の期間、対象、及び方法

私たちの調査は、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」における監査報酬と非監査報酬に関する記載に基づく開示データを基礎としており、調査方法の概要は、以下の通りである。

- 調査期間——2016年4月期決算から2017年3月期決算に至る1年間
- 調査対象——2017年3月末時点において日本の証券取引所に上場しており、有価証券報告書を提出した全ての上場企業（3,651社）
- 調査方法——監査報酬及び監査人に関する一連のデータは、株式会社インターネットディスクロージャー社から提供を受けたデータを基礎として、私たちが自らEDINETを通じて、各社の有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの状況」、「監査報告書」その他の資料から手作業により収集したものを利用している。

本調査において対象とするのは、連結ベースでの監査報酬であり、以下では、とくに断りがない限り、「監査証明業務に基づく報酬」という場合、有価証券報告書の提出会社とその連結子会社における監査証明業務に基づく報酬の合計額を意味している。

以下、本年度（2016年4月期決算から2017年3月期決算、これを2016年度という。）に係る監査報酬及び監査人の実態に関する調査・分析結果を紹介したい。

なお、2016年度の監査報酬の動向を分析する上で考慮すべき環境要因、すなわち監査報酬の増加または減少をもたらし得る制度変更や関係法規・基準の新設・改廃は、特に見当たらない。

(2) 監査証明業務報酬額の概要

[図表1]は、2016年度と前年度（2015年度）の監査証明業務に基づく監査報酬の概要である。市場全体を分析対象とするにあたり、特異な状況にある企業を分析に含めると、その企業によって全体の趨勢を把握する妨げとなる場合がある。2016年度の日本市場では、（株）東芝（以下、東芝と称す）がそれに該当すると考えられるため、前年度に引き続き、今年度も分析から除外して考察することにした¹。

¹ 2017年の3月期決算について、東芝は、決算を遅延したうえに限定付適正意見が表明されるなど、前年度に引き続き特殊な状況が続いた。監査証明業務報酬をみても、前年度に高騰した約53億円に比べると2016年度の報酬は約28億円と約半額程度まで低下したが、それでも、一昨年度の10億円程度に比べると3倍近い額である。東芝は、SEC基準を適用しており、本来であればSEC登録企業等に区分されるが、[図表2]の統計量を見ても、2016年度の報酬はSEC登録企業等の平均値をはるかに超える報酬額である。このような特徴を全体的に評価して、以下の分析で（株）東芝を分析対象から除くことにした。

[図表 1] 監査証明業務に基づく報酬の概要

項目	2015 年度	2016 年度
企業数 (社)	3,611	3,650
合計 (百万円)	222,147.19	229,952.32
平均 (百万円)	61.52	63.00
最大 (百万円)	4,824.00	5,072.00
中央値 (百万円)	30.00	30.50
最小 (百万円)	5.00	5.00
標準偏差	171.89	179.19

※両年度とも東芝は除く (以下の表でも同様)

2016 年度の監査証明業務に基づく報酬は、2015 年度と比べて、平均 (中央値) で 1.48 百万円 (0.50 百万円) 増加している。上場廃止企業や新規上場企業の影響を考慮する必要はあるが、[図表 3] に示している近年の傾向と照らし合わせてみても、報酬の増加傾向は 2013 年度から 2016 年度まで継続している。

次に、監査報酬の分析を行うにあたって留意しなければならないことの 1 つに、アメリカの証券取引委員会 (SEC) に登録している企業等²が支払った監査報酬額は、日本の他の企業に比べて非常に大きいという点がある。SEC 登録企業等は、アメリカの会計基準等に基づいて財務諸表が作成されており、SEC による開示規制への対応を含めて、異なる監査上の対応が求められることが想定されることから、SEC 登録企業等を他の上場企業と同じサンプルとして扱うことは適切ではないと考えられる。

また、同様に、IFRS 適用の企業についても、一定の考慮が必要かもしれない。IFRS を適用することで、海外企業との比較可能性が高まるというメリットを享受したい企業は、規模として大きい傾向にあり、海外の投資家やアナリストなどによるプレッシャーも受けている可能性が高く、IFRS を適用し

² 例年、SEC 登録企業を特定するために、SEC の外国の登録企業 (International Registered and Reporting Companies) に関する一覧 (<https://www.sec.gov/divisions/corpfin/internatl/companies.shtml>) を参照していたが、本調査の執筆時点では 2015 年 12 月末時点の情報で最新であり、2017 年 3 月末における SEC 登録企業を特定することができなかった。そのため、①2015 年 12 月末時点での同情報、及び②企業の開示情報を入手するためのデータベース eol (プロネクサス社) における会計基準に関する情報を統合し、SEC 登録企業等を特定した。なお、前年度は SEC 登録企業であったが、上記のプロセスで SEC 登録企業として特定されなかった企業については、各企業の IR に関する英語のウェブサイト、SEC に Form-15F (SEC に対する継続開示義務を終了させるためのフォーム) を提出したかどうかを確認した。この方法によって特定することのデメリットは、2015 年 12 月末以降に SEC に登録し、有価証券報告書において日本基準または IFRS 基準で財務諸表を作成している企業があった場合に、それらの企業を特定できない点にある。

上記の方法によって特定した SEC 登録企業は次の 15 社である。京セラ、ソニー、トヨタ自動車、本田技研工業、キヤノン、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、野村ホールディングス、日本電信電話、NTT ドコモ、オリックス、インターネット・イニシアティブ、FRONTEO、窪田製薬ホールディングス (このうち、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、FRONTEO の 4 社は有価証券報告書においては日本基準で財務諸表を作成しており、本田技研工業は同報告書において IFRS 基準で財務諸表を作成している。)。このほか、SEC 基準適用企業には次の 11 社が含まれる (ただし、東芝は [図表 2] に含めない)。日本ハム、ワコールホールディングス、富士フィルムホールディングス、クボタ、小松製作所、東芝、三菱電機、オムロン、TDK、村田製作所、マキタ。

以下では、これらの SEC 登録企業 15 社及び SEC 基準適用企業 (東芝を除く) 10 社の合計 25 社を一括して「SEC 登録企業等」と称する。

ていない企業との間にはシステマティックな違いがあるかもしれないからである。そこで、[図表 2] では SEC 登録企業等とそれ以外の上場企業の監査証明業務に基づく報酬の概要を比較している。[図表 2] から明らかなように、SEC 登録企業等 25 社と (IFRS 適用企業でもない) その他の企業 3,502 社とでは平均 (中央値) で約 23.3 倍 (約 17.4 倍) もの差がある。IFRS 適用企業についても、その他の企業との間で平均 (中央値) に約 5.9 倍 (4.2) 倍の差がある。

【図表 2】SEC 登録企業等、非 SEC 登録企業等及び IFRS 適用企業の概要比較

項目	SEC 登録企業等		SEC 登録企業等以外			
			IFRS 適用企業		その他の企業	
	2015 年度	2016 年度	2015 年度	2016 年度	2015 年度	2016 年度
企業数 (社)	27	25	81	123	3,505	3,502
合計 (百万円)	28,617.00	27,845.40	23,933.61	34,784.51	170,604.58	167,322.41
平均 (百万円)	1,059.89	1,113.82	295.48	282.80	48.67	47.78
最大 (百万円)	4,824.00	5,072.00	1,966.00	2,170.00	1,823.00	1,819.00
中央値(百万円)	571.00	523.00	120.00	126.00	29.80	30.00
最小 (百万円)	127.00	44.40	15.00	18.00	5.00	5.00
標準偏差	1,240.63	1,372.78	420.20	398.14	77.79	72.17

※SEC 登録企業で IFRS 基準を適用している企業は、2015 年度では SEC 登録企業等及び IFRS 適用企業として処理しているが、2016 年度は SEC 登録企業等として処理した。この処理の違いは、2016 年度は、依拠するデータベースの制約があり、このような重複企業を正確に識別できていない可能性があるため、識別できている SEC 登録企業等とその他の企業を明確に分けたためである。

このように、SEC 登録企業等と IFRS 適用企業とその他の企業との間には、報酬のばらつきに歴然とした差が生じている³。このため、以下の分析では、わが国固有の特徴を導出するため、調査対象企業 3,650 社から、SEC 登録企業等 25 社を除いた、3,625 社を分析対象とする。

(3) 監査証明業務報酬額の推移

近年における監査証明業務報酬額の推移を時系列的に確認してみよう。[図表 3] を参照されたい。

³ SEC 登録企業がアメリカの制度下での開示規制や、相互上場によってより多くの投資家等の目にさらされているのに対し、IFRS 適用企業はその他の企業と同様の制度の下で、発行証券が日本市場において取引されている。また、前年度の私たち研究会の実態調査報告書において、IFRS 適用によって監査報酬は増大するが、内生的な影響をコントロールした場合にはその影響度合いが低減することを明らかにしている。つまり、他の一般企業に比べて IFRS 適用企業の監査報酬が大きいのは、当該企業に対する IFRS 適用に関する誘因 (資産規模が大きいことや SEC 基準適用企業であることなど) によって説明可能な部分も存在するのである。このため IFRS 適用企業の監査報酬の動向については、今後も注視し、監査報酬への影響要因を個別のかつ詳細に検討していく必要がある。

[図表 3] 監査証明業務に基づく報酬の推移

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	3,577	3,530	3,508	3,499	3,530	3,584	3,625
合計 (百万円)	182,079.70	178,535.80	176,679.03	184,387.10	189,203.96	193,530.19	202,106.93
平均 (百万円)	50.90	50.58	50.36	52.70	53.60	54.00	55.75
最大 (百万円)	1,703.00	1,705.00	1,593.00	2,307.00	2,021.00	1,966.00	2,170.00
中央値 (百万円)	31.00	31.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00
最小 (百万円)	6.60	7.00	4.76	4.76	5.00	5.00	5.00
標準偏差	77.96	80.37	82.27	102.29	105.78	105.03	110.36
増加率(%)	-4.47	-1.95	-1.25	4.36	2.61	2.29	4.43

※増加率は、年度ごとに算定した監査報酬合計の増加率であり、日本における上場企業の監査市場全体の伸び率を捉えるものである。

日本企業の監査証明業務報酬平均額については、（[図表 3] は 2010 年度以降の推移であるため明らかではないが）内部統制監査及び四半期レビューが導入された 2009 年 3 月期以降の約 1 年間の決算で、前年度に比べて大幅に増加した。しかし、その後 2010 年度から 2012 年度にわたって、内部統制監査及び四半期レビューによる増加分の一部を取り崩すかのような減少傾向が続いた。

その後、2013 年度以降は、上昇に転じている。これは、2014 年 3 月決算（本研究における調査区期間区分では 2013 年度に含まれる）から適用が開始された「監査における不正リスク対応基準」の影響があるものと解される。ただし、[図表 3] の統計量から、この傾向は上場企業全てに適用できるものではないことがわかる。2012 年度から 2016 年度にかけて監査報酬の中央値に変化がなく、標準偏差が増加していることは、平均以上に監査報酬を支払う企業が、より多額の監査報酬を支払うようになったことを示唆するからである。報酬のばらつきが増加したことは、監査証明業務の重要性を以前よりも増して認識している企業が増え、それらの企業がより高額の報酬を支払っていることを示唆しているのかもしれない。

(4) 対売上高比率による分析

一般に、監査報酬に係る研究では、被監査企業の企業規模が異なることによる影響を排除するために、各企業の監査証明業務報酬額を売上高によって除した対売上高比率を利用することが多い。また、過年度の本調査研究においても、日本の監査証明業務報酬額と売上高及び総資産額との関連性は非常に高いことが確認されている。

そこで、2010 年度から 2016 年度までの売上高に対する監査証明業務に基づく報酬の比率を [図表 4] として示すこととする。対売上高監査証明業務報酬比率でみると、2016 年度は、前年度よりも平均 (%) が 0.01 (=0.285-0.275) 増加している。マクロレベルでの景気の影響を受けて売上高は増減しやすいのに対し、監査報酬は比較的時系列で安定しているため、対売上高監査証明業務報酬比率の時系列推移を理解する場合は注意が必要であるが、全体としての監査報酬の増加傾向は、これまでみてきた図表の結果と整合している。

[図表 4] 対売上高監査証明業務報酬比率

項目	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数 (社)	3,574	3,523	3,507	3,498	3,528	3,582	3,625
平均 (%)	0.324	0.315	0.309	0.686	0.277	0.275	0.285
最大 (%)	66.250	42.105	69.018	1,440.678	57.067	39.881	67.141
中央値 (%)	0.122	0.116	0.112	0.105	0.102	0.104	0.107
最小 (%)	0.001	0.001	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
標準偏差	1.625	1.446	1.633	24.379	1.491	1.085	1.419

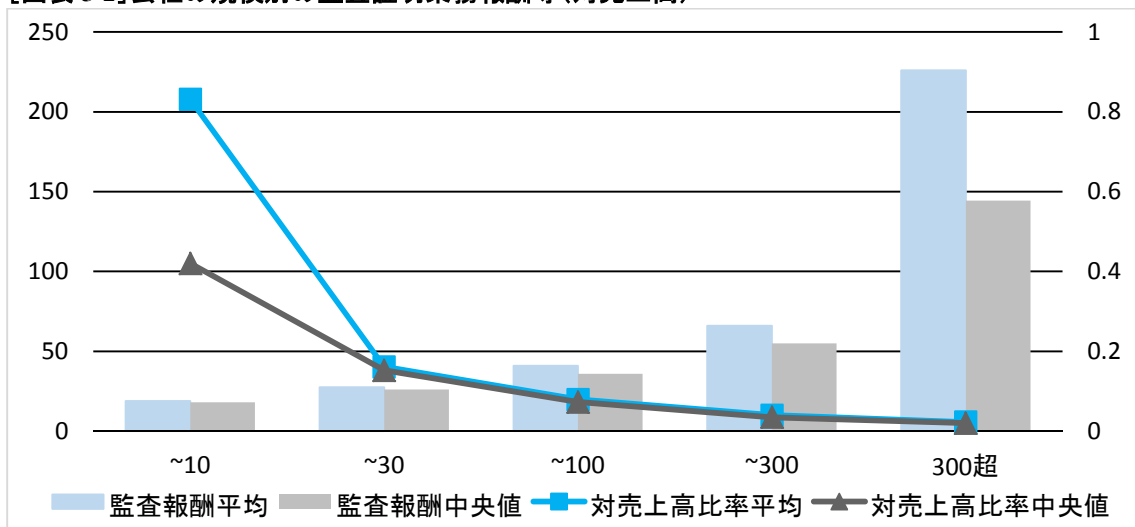
注) 2013年度における対売上高比率 1,440.678%という異常値となる1社(医薬品)を除いて、対売上高比率を計算し直すと、平均(中央値)は0.274%(0.105%)、標準偏差は1.088、2013年度の増加率は-0.035%、2014年度の増加率は0.003%となる。

上述のとおり、監査報酬の分析にあたって対売上高比率を用いるのは、被監査企業の企業規模の影響を排除するためである。しかし、企業規模に対して比例的に増加するとは限らない部分が監査報酬にはあると考えられる。上場企業に対する監査を実施するにあたり、規模に関わらず実施すべき必要最低限の監査手続などがあることが予想され、その前提のもとでは、相対的に、規模の小さい企業の対売上高比率は相対的に高くなる。このため、監査証明業務に基づく報酬及び対売上高比率を売上高に応じて区分すると、[図表 5-1] のようになる。[図表 5-2] は、[図表 5-1] で示した平均と中央値を図示したものである。

[図表 5-1] 監査証明業務報酬及び対売上高監査証明業務報酬比率

売上高 (10 億円)	～10	～30	～100	～300	300 超
企業数 (社)	951	877	891	508	398
合計 (百万円)	18,007	24,170	36,459	33,528	89,943
監査証明業務報酬 平均 (百万円)	18.93	27.56	40.92	66.00	225.99
最大 (百万円)	93.80	84.80	310.00	566.00	2,170.00
中央値 (百万円)	18.00	26.00	36.00	55.00	144.50
最小 (百万円)	5.00	9.80	11.00	16.00	22.00
標準偏差	6.83	9.46	19.66	42.70	270.17
平均 (%)	0.8312	0.1613	0.0791	0.0401	0.0228
対売上高比率 最大 (%)	67.1411	0.5083	0.3646	0.2161	0.1703
中央値 (%)	0.4203	0.1522	0.0730	0.0347	0.0200
最小 (%)	0.0987	0.0487	0.0114	0.0084	0.0020
標準偏差	2.6945	0.0640	0.0364	0.0231	0.0158

〔図表 5-2〕会社の規模別の監査証明業務報酬等(対売上高)



〔図表 5-1〕及び〔図表 5-2〕から、監査証明業務報酬は、金額ベースでは企業規模に対応して増加するが、その増加率は通増的である。一方、対売上高比率で見れば、規模に対して減少傾向にあり、その減少率は通減的である。すなわち、売上高が100億円に満たない企業の売上高に対する監査証明業務報酬比率の平均(中央値)は約0.83%(0.42%)であるが、この比率は企業規模が大きくなるにしたがって次第に小さいものとなり、3,000億円を超える売上高規模の企業では平均と中央値がともに約0.02%と極端に小さく、両者の間には41.5倍(21.0倍)の差がある。これは、監査報酬は規模に対して比例的に増加せず、固定的に生じる部分があるという事前の予想と一致している。そして、このことは、売上高が一定規模以上の企業にとっては監査証明業務報酬額の負担は小さく、規模の小さい企業にとっては負担が相対的に重いといわれるゆえんである。この問題は、日本をはじめ諸外国においても、中小規模の非上場企業に対する監査の免除や、監査をレビューによって代替する議論が盛んに行われる背景といえる。

また、海外においては、マスコミ等が、たとえば売上高百万ドル当たりの監査報酬という形で、簡便な監査報酬の指標を示すことが多い。同様に、わが国についても、売上高1億円当たりの監査証明業務報酬額、及び総資産100億円当たりの監査証明業務報酬額を示せば、〔図表 6〕のとおりである。

[図表 6] 監査証明業務報酬指標

項目	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
売上高 1 億円当りの監査証明報酬額（百万円）	0.324	0.315	0.309	0.686	0.277	0.275	0.285
総資産 100 億円当たりの監査証明報酬額（百万円）	26.523	26.181	26.227	21.184	19.810	20.408	20.190

(5) 資本市場別の分析

ここでは、資本市場別の監査証明業務に基づく報酬の動向を分析する。わが国には、東京証券取引所第一部や第二部をはじめとして、複数の証券市場があるが、新興企業向け市場という位置付けの東証マザーズ、ジャスダック、名証セントレックス、札幌アンビシャス、福岡 Q-Board と、それ以外の非新興市場という区分を用いる。この区分は過年度の分析と同じものである。[図表 7] を参照されたい。

[図表 7] 資本市場別監査証明業務報酬

項目	新興市場				非新興市場			
	監査証明業務報酬 （百万円）		対売上高比率 （%）		監査証明業務報酬 （百万円）		対売上高比率 （%）	
	2015 年度	2016 年度	2015 年度	2016 年度	2015 年度	2016 年度	2015 年度	2016 年度
企業数 （社）	1,034	1,026	1,032	1,026	2,550	2,599	2,550	2,599
合計	23,318	23,296	—	—	170,212	178,811	—	—
平均	22.55	22.71	0.630	0.661	66.75	68.80	0.127	0.136
最大	115.00	134.00	39.881	67.141	1,966.00	2,170.00	7.047	3.281
中央値	20.00	20.20	0.272	0.277	37.00	37.00	0.076	0.076
最小	5.00	5.00	0.009	0.009	7.77	7.00	0.003	0.002
標準偏差	11.93	12.08	1.938	2.605	122.01	127.79	0.265	0.229

※各サンプルは、分析対象企業のうち、データがない企業を除いている（2015 年度は 2 社、2016 年度はなし）。

[図表 7] から、監査証明業務報酬額の平均（中央値）は、東証第一部や第二部といった、比較的、大規模な企業で構成される非新興市場では 68.80 百万円（37.00 百万円）であり、新興市場の 22.71 百万円（20.20 百万円）よりもかなり大きな値をとっているが、対売上高比率の平均（中央値）は、新興市場の 0.661%（0.277%）に対して非新興市場は 0.136%（0.076%）となっており、関係が逆転してい

ることがわかる。これは〔図表 5-1〕でも確認されたように、監査証明業務報酬には固定的部分があると想定できるため、一定の下限が存在することによると解される。

(6) 業種別の分析

ここでは、被監査企業の業種別で監査証明業務の報酬額について、証券コードによる業種分類（総務省の「日本標準産業分類」）のうち中分類 33 業種区分を採用し、過年度からの推移を〔図表 8〕のように纏めた。

〔図表 8〕業種別監査証明業務報酬額

1. 水産・農林業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
企業数（社）	10	10	11	11	10	10	11	11
合計（百万円）	673.00	680.10	677.00	695.80	396.30	616.30	635.30	640.80
平均（百万円）	67.30	68.01	61.55	63.25	39.63	61.63	57.75	58.25
最大（百万円）	301.00	300.00	294.00	320.00	117.00	270.00	265.00	258.00
中央値（百万円）	34.50	35.00	31.00	31.00	33.50	31.00	27.50	27.50
最小（百万円）	12.00	12.00	12.00	12.00	9.00	9.00	9.50	9.00
標準偏差	87.48	87.04	82.82	82.82	31.49	79.66	75.22	71.03
増加率（％）	—	1.05	-0.46	2.78	-43.04 ⁴	55.51	3.08	0.87

2. 鉱業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
企業数（社）	8	8	9	8	6	7	7	7
合計（百万円）	581.00	595.00	622.00	590.44	500.25	596.00	622.00	631.00
平均（百万円）	72.63	74.38	69.11	73.80	83.38	85.14	88.86	90.14
最大（百万円）	198.00	218.00	202.00	199.00	221.00	235.00	257.00	252.00
中央値（百万円）	54.00	54.00	50.00	55.50	55.00	64.00	69.00	66.00
最小（百万円）	21.00	21.00	21.00	36.00	28.00	21.00	21.00	22.00
標準偏差	53.70	61.00	5,308.00	52.90	70.58	69.71	77.20	68.91
増加率（％）	—	2.41	4.54	-5.07	-15.27	19.14	4.36	1.45

⁴ 2013 年度監査報酬額が、一時的に約 40%減少した理由は、2014 年 4 月 1 日に、マルハニチロ水産を存続会社（後に社名をマルハニチロに変更）として、マルハニチロホールディングスが吸収合併されたことに伴い、マルハニチロホールディングスが 2014 年 3 月 27 日に上場廃止となったことに伴うものである。その後、2014 年 4 月 1 日にマルハニチロが上場したため、2014 年度監査報酬の総額は、2012 年度程度に復帰している。

3. 建設業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
企業数 (社)	181	177	172	171	173	172	177	178
合計 (百万円)	8,886.00	8,474.10	8,140.00	7,984.91	8,279.61	8,384.26	8,397.35	8,719.77
平均 (百万円)	49.09	47.88	47.33	46.70	47.86	48.75	47.44	48.99
最大 (百万円)	417.00	407.00	370.00	374.00	380.00	393.00	350.00	335.00
中央値 (百万円)	37.00	36.00	36.00	35.00	35.00	36.00	35.00	35.00
最小 (百万円)	6.00	7.80	9.00	9.80	10.00	10.40	10.40	11.00
標準偏差	44.29	4,359.00	42.15	42.62	45.29	46.21	44.47	45.05
増加率 (%)	—	-4.64	-3.94	-1.91	3.69	1.26	0.16	3.84

4. 食品業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
企業数 (社)	136	134	131	130	130	131	130	129
合計 (百万円)	7,165.00	6,984.00	6,850.00	6,873.15	6,867.55	6,885.85	7,158.27	7,976.94
平均 (百万円)	52.68	52.12	52.29	52.87	52.83	52.56	55.06	61.84
最大 (百万円)	469.00	496.00	498.00	491.00	462.00	420.00	462.00	509.00
中央値 (百万円)	33.00	32.75	31.00	31.50	30.00	30.00	30.00	32.00
最小 (百万円)	9.00	7.00	10.00	7.00	7.00	7.00	8.50	8.50
標準偏差	63.48	65.78	67.21	70.33	66.67	65.79	71.35	85.42
増加率 (%)	—	-2.53	-1.92	0.34	-0.08	0.27	3.96	11.44

5. 繊維製品	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
企業数 (社)	63	60	56	55	55	54	52	54
合計 (百万円)	3,508.00	3,222.50	3,198.00	3,037.42	3,022.20	2,955.13	2,943.68	2,942.33
平均 (百万円)	55.68	53.71	57.11	55.23	54.95	54.75	56.61	54.49
最大 (百万円)	466.00	451.00	442.00	439.00	444.00	458.00	438.00	429.00
中央値 (百万円)	35.00	33.50	34.00	34.00	34.00	34.00	34.83	33.50
最小 (百万円)	10.00	10.30	10.00	10.30	10.30	9.30	9.30	9.30
標準偏差	70.18	71.85	76.30	73.15	71.99	72.95	73.24	69.37
増加率 (%)	—	-8.14	-0.76	-5.02	-0.50	-2.22	-0.39	-0.05

6. パルプ・紙	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	25	25	25	25	26	26	26	26
合計(百万円)	1,544.00	1,516.50	1,526.00	1,274.78	1,514.78	1,544.83	1,579.72	1,585.40
平均(百万円)	61.76	60.66	61.04	50.99	58.26	59.42	60.76	60.98
最大(百万円)	288.00	277.00	271.00	218.00	256.00	258.00	243.00	255.00
中央値(百万円)	32.00	32.00	32.00	29.00	26.50	28.24	26.00	27.00
最小(百万円)	8.00	8.10	8.00	8.10	8.10	8.10	9.00	9.00
標準偏差	69.47	67.25	67.35	52.40	66.94	68.20	68.09	68.05
増加率(%)	—	-1.78	0.63	-16.46	18.83	1.98	2.26	0.36

7. 化学	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	213	210	210	210	212	215	215	214
合計(百万円)	11,077.00	10,992.00	10,822.00	10,808.04	10,928.16	10,964.82	11,264.39	11,520.95
平均(百万円)	52.00	52.34	51.53	51.47	51.55	51.00	52.39	53.84
最大(百万円)	771.00	721.00	714.00	691.00	750.00	802.00	1,009.00	936.00
中央値(百万円)	34.00	35.00	34.00	34.00	34.00	34.00	35.00	35.00
最小(百万円)	10.00	9.50	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
標準偏差	65.70	65.37	65.22	63.43	66.59	68.16	79.37	76.58
増加率(%)	—	-0.77	-1.55	-0.13	1.11	0.34	2.73	2.28

8. 医薬品	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	56	54	57	58	60	61	64	65
合計(百万円)	2,916.00	3,063.00	3,047.00	3,002.45	3,297.17	3,276.80	3,598.58	3,670.86
平均(百万円)	52.07	56.72	53.46	51.77	54.95	53.72	56.23	56.47
最大(百万円)	221.00	387.00	330.00	308.00	325.00	391.00	537.00	525.00
中央値(百万円)	37.00	37.00	36.00	32.00	34.50	32.00	31.00	33.50
最小(百万円)	9.00	8.40	8.00	6.00	7.70	8.40	10.10	10.00
標準偏差	48.84	66.08	60.66	59.92	67.29	68.53	85.27	83.12
増加率(%)	—	5.04	-0.52	-1.46	9.82	-0.62	9.82	2.01

9. 石油・石炭製品	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	12	12	13	13	13	13	13	13
合計(百万円)	899.00	1,977.40	1,663.00	1,843.30	1,948.00	2,016.50	2,069.50	2,823.00
平均(百万円)	74.92	164.78	127.92	141.79	149.85	155.12	159.19	217.15
最大(百万円)	193.00	1,094.00	715.00	729.00	805.00	874.00	931.00	1,436.00
中央値(百万円)	35.00	34.20	32.00	64.00	62.00	54.00	52.00	52.00
最小(百万円)	23.00	23.00	23.00	24.00	24.00	24.00	24.00	24.00
標準偏差	68.91	301.24	189.34	191.01	211.62	230.94	245.95	368.97
増加率(%)	—	119.96	-15.90	10.84	5.68	3.52	2.63	36.41 ⁵

10. ゴム製品	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	21	21	19	19	19	19	19	19
合計(百万円)	1,153.00	1,191.70	1,143.00	1,187.60	1,231.50	1,315.28	1,272.80	1,444.48
平均(百万円)	54.90	56.75	60.16	62.51	62.51	64.82	69.23	76.03
最大(百万円)	217.00	267.00	279.00	285.00	309.00	312.00	314.00	349.00
中央値(百万円)	34.00	35.00	39.00	42.00	39.00	43.00	39.00	39.00
最小(百万円)	11.00	11.80	17.00	17.00	17.00	14.80	14.80	19.80
標準偏差	53.54	61.93	65.31	66.03	71.27	73.26	72.69	86.74
増加率(%)	—	3.36	-4.09	3.90	3.70	6.80	-3.23	13.49

⁵ 2016年度監査報酬額の増加率が大きい主な理由は、JXTGホールディングスが、2015年度に比して、従業員数で8,746人増加、子会社数で378社増加したことで、監査報酬額も大幅に増加したと考えられる。また石油・石炭製品業における監査報酬総額に占める当該企業の割合が、前年度で約45%、当年度で約51%を占めているため、当該企業の業種全体に与える影響が相対的に大きくなっている。

11. ガラス・土石製品	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	66	63	63	63	63	61	61	59
合計(百万円)	3,050.00	2,780.00	2,772.00	2,687.53	2,608.41	2,485.33	2,545.99	2,509.05
平均(百万円)	46.21	44.13	44.00	42.66	41.40	40.74	41.74	42.53
最大(百万円)	292.00	225.00	218.00	217.00	222.00	140.00	170.00	190.00
中央値(百万円)	30.00	30.00	29.00	28.50	28.50	28.00	28.00	28.00
最小(百万円)	10.00	11.50	12.00	11.50	11.50	12.00	12.00	12.30
標準偏差	48.43	40.85	40.41	38.71	36.06	29.90	32.57	34.32
増加率(%)	—	-8.85	-0.29	-3.05	-2.94	-4.72	2.44	-1.45

12. 鉄鋼	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	55	54	54	51	50	49	48	47
合計(百万円)	3,613.00	3,617.00	3,522.00	3,401.66	3,551.03	3,551.60	3,522.35	3,616.42
平均(百万円)	65.69	66.98	65.22	66.70	71.02	72.48	73.38	76.95
最大(百万円)	533.00	596.90	635.00	744.50	796.12	830.89	814.71	814.93
中央値(百万円)	37.00	35.00	35.00	34.00	34.50	35.00	36.50	38.00
最小(百万円)	15.00	14.00	14.00	15.00	13.28	15.00	16.00	16.00
標準偏差	98.46	105.78	104.45	125.17	133.84	139.34	138.59	139.31
増加率(%)	—	0.11	-2.63	-3.42	4.39	0.02	-0.82	2.67

13. 非鉄金属	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	38	38	38	38	36	36	36	37
合計(百万円)	3,309.00	3,097.00	3,118.00	3,131.46	2,917.80	3,011.02	3,003.33	3,066.22
平均(百万円)	87.08	81.50	82.05	82.41	81.05	83.64	83.43	82.87
最大(百万円)	508.00	510.00	515.00	514.00	558.00	618.00	603.00	662.00
中央値(百万円)	40.00	36.50	35.50	35.00	31.50	31.50	33.50	33.00
最小(百万円)	13.00	13.00	15.00	14.00	14.00	14.00	14.00	13.50
標準偏差	109.37	104.24	106.11	107.36	111.67	117.83	115.65	119.32
増加率(%)	—	-6.41	0.68	0.43	-6.82	3.19	-0.26	2.09

14. 金属製品	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
企業数 (社)	97	95	92	91	92	92	92	92
合計 (百万円)	3,632.00	3,605.70	3,569.00	3,390.92	3,592.08	3,805.80	3,831.86	3,739.66
平均 (百万円)	37.44	37.95	38.79	37.26	39.04	41.37	41.65	40.65
最大 (百万円)	325.00	450.00	493.00	467.00	510.00	735.00	708.00	613.00
中央値 (百万円)	27.00	27.00	27.00	27.00	27.00	27.00	27.00	28.25
最小 (百万円)	12.00	12.10	10.00	10.00	9.00	9.00	11.70	12.00
標準偏差	38.33	48.99	53.78	51.10	55.67	77.47	74.74	65.16
増加率 (%)	—	-0.72	-1.02	-4.99	5.93	5.95	0.68	-2.41

15. 機械	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
企業数 (社)	243	236	232	229	229	228	228	228
合計 (百万円)	10,798.00	10,252.80	10,051.00	9,999.70	10,090.52	10,165.37	10,352.30	10,608.05
平均 (百万円)	44.44	43.44	43.32	43.66	44.06	44.58	45.40	46.53
最大 (百万円)	460.00	423.00	418.00	359.00	358.00	414.00	416.00	466.00
中央値 (百万円)	31.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	31.00	32.00
最小 (百万円)	10.00	10.50	11.00	10.57	9.85	11.34	11.34	11.34
標準偏差	48.52	46.39	45.68	45.20	47.77	50.41	50.42	52.00
増加率 (%)	—	-5.05	-1.97	-0.51	0.91	0.74	1.84	2.47

16. 電気機器	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
企業数 (社)	280	276	267	262	259	259	258	255
合計 (百万円)	17,389.00	16,646.10	15,945.00	15,620.50	15,218.45	17,611.72	17,307.54	19,157.06
平均 (百万円)	62.10	60.31	59.72	59.62	58.76	68.00	67.08	75.13
最大 (百万円)	1,734.00	1,703.00	1,705.00	1,593.00	1,480.00	2,021.00	1,658.00	1,494.00
中央値 (百万円)	36.00	37.00	35.00	34.60	35.00	36.00	37.90	39.00
最小 (百万円)	10.00	11.00	10.00	6.00	6.00	7.90	7.77	7.00
標準偏差	134.16	135.11	136.48	133.20	128.27	177.47	154.73	169.67
増加率 (%)	—	-4.27	-4.21	-2.04	-2.57	15.73	-1.73	10.69

17. 輸送用機器	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	102	102	99	100	98	97	96	93
合計(百万円)	7,476.00	7,240.30	6,901.00	6,937.58	7,025.52	7,244.38	7,427.03	7,295.56
平均(百万円)	73.29	70.98	69.71	69.38	71.69	74.68	77.36	78.45
最大(百万円)	999.00	974.00	959.00	926.00	915.00	896.00	941.00	903.00
中央値(百万円)	42.00	41.50	42.00	42.00	43.00	43.00	44.00	49.00
最小(百万円)	11.00	13.00	14.00	14.00	14.50	14.50	15.00	15.00
標準偏差	111.66	107.76	107.65	104.29	105.46	105.90	110.23	108.77
増加率(%)	—	-3.15	-4.69	0.53	1.27	3.12	2.52	-1.77

18. 精密機器	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	48	48	50	50	50	50	51	51
合計(百万円)	2,435.00	2,384.80	2,638.00	2,449.01	2,373.71	2,363.13	2,595.42	2,778.84
平均(百万円)	50.73	49.68	52.76	48.98	47.47	47.26	50.89	54.49
最大(百万円)	285.00	249.00	468.00	332.00	268.00	247.00	280.00	337.00
中央値(百万円)	35.00	34.00	33.50	33.80	33.00	33.11	33.00	34.00
最小(百万円)	11.00	9.00	10.00	10.20	9.96	9.96	9.70	6.79
標準偏差	55.65	51.07	72.27	56.24	50.14	48.19	56.78	63.04
増加率(%)	—	-2.06	10.62	-7.16	-3.07	-0.45	9.83	7.07

19. その他製品	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	114	110	108	108	108	109	110	107
合計(百万円)	4,973.00	4,567.90	4,417.00	4,379.66	4,305.68	4,207.48	4,290.56	4,280.92
平均(百万円)	43.62	41.53	40.90	40.55	39.87	38.60	39.01	40.01
最大(百万円)	359.00	342.00	348.00	336.00	323.00	328.00	342.00	340.00
中央値(百万円)	30.00	28.25	28.00	27.00	27.00	27.00	27.00	27.00
最小(百万円)	12.00	12.00	8.00	8.50	8.50	8.50	8.50	9.80
標準偏差	48.93	45.22	45.22	44.37	43.83	43.72	44.86	45.15
増加率(%)	—	-8.15	-3.30	-0.85	-1.69	-2.28	1.97	-0.22

20. 電気・ガス業	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	25	25	25	26	23	25	24	23
合計(百万円)	2,262.00	2,254.40	2,228.00	2,243.85	2,279.70	2,372.70	2,440.30	2,519.50
平均(百万円)	90.48	90.18	89.12	86.30	99.12	94.91	101.68	109.54
最大(百万円)	326.00	273.00	259.00	259.00	263.00	261.00	268.00	274.00
中央値(百万円)	51.00	54.00	51.00	56.50	69.00	58.00	66.00	71.00
最小(百万円)	12.00	12.00	12.00	11.80	20.00	20.00	22.00	22.00
標準偏差	80.61	76.18	76.58	72.35	73.57	76.98	80.13	82.63
増加率(%)	—	-0.34	-1.17	0.71	1.60	4.08	2.85	3.25

21. 陸運業	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	64	63	62	63	63	65	64	65
合計(百万円)	5,961.00	5,944.00	5,820.00	5,883.33	6,014.30	6,587.73	6,660.30	6,930.05
平均(百万円)	93.14	94.35	93.87	93.39	95.46	101.35	104.07	106.62
最大(百万円)	683.00	696.00	687.00	713.00	725.00	723.00	711.00	712.00
中央値(百万円)	43.00	43.30	42.50	42.00	40.00	42.00	44.00	48.00
最小(百万円)	13.00	13.50	14.00	13.50	13.80	13.80	14.00	14.90
標準偏差	116.30	121.11	116.64	117.84	121.56	127.63	129.44	130.51
増加率(%)	—	-0.29	-2.09	1.09	2.23	9.53	1.10	4.05

22. 海運業	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	16	16	16	16	16	15	13	13
合計(百万円)	1,105.00	1,098.30	1,063.00	1,048.31	1,044.01	1,012.80	952.10	960.31
平均(百万円)	69.06	68.64	66.44	65.52	65.25	67.52	73.24	73.87
最大(百万円)	291.00	302.00	294.00	294.00	291.00	288.00	289.00	286.00
中央値(百万円)	35.00	35.00	32.50	30.50	30.75	33.00	33.00	33.71
最小(百万円)	17.00	17.00	17.00	18.00	16.80	17.50	17.50	17.50
標準偏差	88.95	88.22	83.57	83.73	83.01	83.85	88.07	84.94
増加率(%)	—	-0.61	-3.21	-1.38	-0.41	-2.99	-5.99	0.86

23. 空運業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
企業数 (社)	5	5	5	6	6	5	5	5
合計 (百万円)	332.00	351.60	287.00	512.80	442.30	414.70	440.40	475.90
平均 (百万円)	66.40	70.32	57.40	85.47	73.72	82.94	88.08	95.18
最大 (百万円)	132.00	123.00	123.00	160.00	125.00	125.00	149.00	163.00
中央値 (百万円)	71.00	77.60	37.00	79.50	73.15	111.70	112.40	125.00
最小 (百万円)	22.00	22.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	21.50
標準偏差	42.76	39.23	44.08	64.99	51.64	51.57	57.50	56.65
増加率 (%)	—	5.90	-18.37	78.68 ⁶	-13.75	-6.24	6.20	8.06

24. 倉庫・輸送関連業	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
企業数 (社)	45	44	43	42	41	41	39	40
合計 (百万円)	1,496.00	1,473.30	1,413.00	1,383.04	1,347.69	1,375.64	1,404.99	1,458.09
平均 (百万円)	33.24	33.48	32.86	32.93	32.87	33.55	36.03	36.45
最大 (百万円)	71.00	71.00	76.00	80.00	76.00	81.00	107.00	129.00
中央値 (百万円)	30.00	30.50	30.00	29.25	29.50	29.50	29.50	30.75
最小 (百万円)	9.00	9.00	10.00	9.00	9.50	10.00	10.00	10.00
標準偏差	15.20	15.28	15.92	17.30	16.87	17.43	21.45	23.11
増加率 (%)	—	-1.52	-4.09	-2.12	-2.56	2.07	2.13	3.78

⁶ 2012 年度監査報酬額の急激な増加は、日本航空が 2012 年 9 月 19 日に東京証券取引所に再上場し、空運業の監査報酬総額に含まれるようになったことによる。

25. 情報・通信業	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	318	331	334	337	341	354	383	403
合計(百万円)	14,426.00	14,554.50	14,218.00	13,787.14	14,597.81	14,864.76	15,375.79	16,731.44
平均(百万円)	45.36	43.97	42.57	40.91	42.81	41.99	40.15	41.52
最大(百万円)	817.00	815.00	820.00	1,025.00	136.00	1,419.00	1,406.00	1,446.00
中央値(百万円)	27.00	26.00	25.00	24.00	24.00	22.80	22.00	23.10
最小(百万円)	9.00	8.00	8.00	8.00	8.00	6.50	7.50	6.00
標準偏差	74.06	72.99	72.85	77.52	99.79	97.35	94.95	97.46
増加率(%)	—	0.89	-2.31	-3.03	5.88	1.83	3.44	8.82

26. 卸売業	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	366	359	354	343	339	336	332	334
合計(百万円)	15,351.00	14,847.50	15,744.30	15,409.68	21,400.55	20,737.68	20,672.99	21,194.86
平均(百万円)	41.94	41.36	44.48	44.93	63.13	61.72	62.27	63.46
最大(百万円)	732.00	735.00	1,280.00	1,158.00	2,307.00	2,013.00	1,966.00	2,170.00
中央値(百万円)	31.00	30.00	30.00	30.00	29.50	29.75	30.00	30.00
最小(百万円)	11.00	9.00	10.00	9.60	9.60	9.60	9.60	9.60
標準偏差	49.68	50.42	83.78	85.77	196.35	177.38	177.08	184.62
増加率(%)	—	-3.28	6.04	-2.13	38.88 ⁷	-3.10	-0.31	2.52

⁷ 2013年度に卸売業の監査報酬総額が急激に大きくなっているのは、前年度までSEC登録企業等であった企業(三菱商事、三井物産など)が含まれたことによる。

27. 小売業	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	353	354	347	348	347	351	353	359
合計(百万円)	16,119.00	15,310.60	14,534.00	14,609.48	14,870.79	15,293.15	15,576.76	16,011.11
平均(百万円)	45.66	43.25	41.88	41.98	42.86	43.57	44.13	44.60
最大(百万円)	1,180.00	1,138.00	1,176.00	1,435.00	1,668.00	1,744.00	1,823.00	1,819.00
中央値(百万円)	31.00	30.00	29.00	28.00	27.00	26.00	27.00	27.00
最小(百万円)	8.00	7.00	7.00	7.62	7.14	7.14	7.74	9.40
標準偏差	77.76	73.23	74.82	87.61	98.42	103.84	108.37	107.66
増加率(%)	—	-5.02	-5.07	0.52	1.79	2.84	1.85	2.79

28. 銀行業	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	91	89	89	89	90	89	88	88
合計(百万円)	10,344.00	7,948.70	8,334.00	8,066.00	8,038.00	8,011.00	8,034.00	8,159.00
平均(百万円)	113.67	89.31	93.64	90.63	89.31	90.01	91.30	92.72
最大(百万円)	1,978.00	816.00	768.00	715.00	710.00	762.00	699.00	648.00
中央値(百万円)	65.00	65.00	65.00	64.00	65.00	65.00	64.50	64.50
最小(百万円)	26.00	28.00	28.00	28.00	28.00	28.00	28.00	27.00
標準偏差	225.03	109.40	121.54	109.30	107.15	111.09	108.52	106.82
増加率(%)	—	-23.16	4.85	-3.22	-0.35	-0.34	0.29	1.56

29. 証券・商品先物 取引業(証券業)	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	36	34	32	41	39	39	41	40
合計(百万円)	2,057.00	1,799.80	1,493.00	2,242.27	2,200.99	2,240.59	2,361.65	2,296.61
平均(百万円)	57.14	52.94	46.66	54.69	56.44	57.45	57.60	57.42
最大(百万円)	501.00	415.00	397.00	592.00	501.00	537.00	582.00	566.00
中央値(百万円)	38.50	36.50	33.50	31.00	32.00	32.64	32.00	32.85
最小(百万円)	17.00	17.00	16.00	12.00	14.00	15.00	15.00	15.00
標準偏差	80.27	68.76	66.43	102.99	101.79	102.95	104.84	102.23
増加率(%)	—	-12.50	-17.05	50.19	-1.84	1.80	5.40	-2.75

30. 保険業	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	9	9	11	11	11	13	11	12
合計(百万円)	1,952.00	1,943.00	2,325.00	2,445.00	2,491.90	2,817.00	3,068.70	3,272.73
平均(百万円)	216.89	215.89	211.36	222.27	226.54	216.69	278.97	272.73
最大(百万円)	737.00	759.00	708.00	741.00	769.00	827.00	884.00	982.00
中央値(百万円)	98.00	153.00	243.00	236.00	242.00	57.00	221.00	207.00
最小(百万円)	24.00	24.00	23.00	17.00	19.40	18.00	22.00	23.00
標準偏差	239.04	246.02	215.61	227.87	234.48	245.32	265.63	273.97
増加率(%)	—	-0.46	19.66	5.16	1.92	13.05	8.94	6.65

31. その他金融業	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	45	43	40	33	32	32	32	34
合計(百万円)	3,460.00	3,030.10	2,900.00	2,492.06	2,661.06	2,639.99	2,730.48	2,954.15
平均(百万円)	76.89	70.47	72.50	75.52	83.16	82.50	85.33	86.89
最大(百万円)	369.00	349.00	317.00	220.00	324.00	327.00	379.00	368.00
中央値(百万円)	48.00	38.00	40.50	47.00	59.00	60.00	65.50	49.50
最小(百万円)	12.00	10.00	7.00	4.76	4.76	5.00	5.00	5.00
標準偏差	69.20	66.97	67.75	60.39	73.85	74.37	80.93	85.94
増加率(%)	—	-12.42	-4.29	-14.07	6.78	-0.79	3.43	8.19

32. 不動産業	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	120	121	121	114	108	112	117	121
合計(百万円)	5,404.00	5,251.50	5,022.00	4,726.50	4,705.49	4,856.93	4,932.34	5,116.50
平均(百万円)	45.03	43.40	41.50	41.46	43.57	43.37	42.16	42.29
最大(百万円)	382.00	394.00	392.00	425.00	412.00	443.00	419.00	437.00
中央値(百万円)	29.00	28.00	26.00	25.15	24.55	24.15	22.80	24.00
最小(百万円)	9.00	9.00	9.00	7.50	9.00	9.00	9.80	9.80
標準偏差	54.04	55.52	53.56	56.44	65.53	65.28	64.26	64.49
増加率(%)	—	-2.82	-4.37	-5.88	-0.44	3.22	1.55	3.73

33. サービス業	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
企業数(社)	382	351	345	347	354	364	388	403
合計(百万円)	15,261.00	13,284.40	12,575.50	12,534.33	12,624.09	12,977.73	14,461.42	15,019.40
平均(百万円)	39.95	37.85	36.45	36.12	35.66	35.65	37.27	37.27
最大(百万円)	496.00	504.00	502.00	586.00	596.00	582.00	822.00	828.00
中央値(百万円)	28.00	26.00	26.00	25.00	24.00	24.00	24.00	24.00
最小(百万円)	7.00	6.60	7.00	7.39	7.60	7.60	7.60	7.60
標準偏差	46.30	45.54	44.62	48.47	49.61	47.42	62.04	63.03
増加率(%)	—	-12.95	-5.34	-0.33	0.72	2.80	11.43	3.86

(注) いずれの年度も、SEC登録企業等を除く。

昨年同様、業種別の監査証明業務の報酬額を上記の通り比較しているが、業種間での比較にはそれほど意味はないと思われる。というのも、虚偽表示に結び付く可能性のある事業上のリスクの評価やその結果としての監査手続の種類・時期・範囲の選択は、扱う資産の種類やその多寡や企業を取り巻く事業環境等によって監査証明業務の報酬額に差異が生じると考えられるからである。

ただ増加率の点では、大半の業種において内部統制報告制度及び四半期報告制度が導入された2009年度に一旦増加した監査証明業務報酬が、翌年以降下落基調となり、2016年度に至って若干の増加基調となった点が見出される。

(7) 監査人別の分析

ここでは、監査人別の分析として、個別の監査法人の比較ではなく、大手監査法人（有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、PwC あらた有限責任監査法人）、準大手監査法人（仰星監査法人、PwC 京都監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、優成監査法人）、及びその他の監査事務所について比較する⁸。[図表9]を参照されたい。

⁸ かかる区分は、公認会計士法等においては一切規定されていないものの、公認会計士・監査審査会が検査の対象を分類する目的で設定していることから、それに基づくことにした。詳しくは、次の文献を参照されたい。

公認会計士・監査審査会「監査事務所の概況 平成29年版モニタリングレポート」、2017年7月。

なお、分析期間中に法人名の変更があった場合は、新法人名に読み替えて分析している。

【図表 9】監査事務所の規模別監査証明業務報酬

項目	大手監査法人		準大手監査法人		その他の監査事務所	
	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高 比率 (%)	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高 比率 (%)	監査証明 業務報酬 (百万円)	対売上高 比率 (%)
企業数 (社)	2,633	2,633	423	423	569	569
合計	173,619.20	—	13,457.13	—	15,030.60	—
平均	65.94	0.266	31.81	0.301	26.42	0.359
最大	2,170.00	67.141	946.00	11.633	220.00	10.801
中央値	35.00	0.094	23.00	0.144	22.00	0.161
最小	6.00	0.002	8.00	0.007	5.00	0.003
標準偏 差	125.71	1.602	55.90	0.718	19.81	0.745

※大手監査法人：有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、PwC あらた有限責任監査法人

※準大手監査法人：仰星監査法人、PwC 京都監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、優成監査法人

【図表 9】にみられるように、大手監査法人の監査証明業務報酬額の平均（中央値）は、65.94 百万円（35.00 百万円）であるのに対して、準大手とその他の監査事務所では、それぞれ、31.81 百万円（23.00 百万円）と 26.42 百万円（22.00 百万円）となっており、大手監査法人とそれ以外で大きな差異があることがわかる。

一方、対売上高比率を比較すると、大手監査法人（平均 [中央値] 0.266% [0.094%]）よりも、準大手とその他の監査事務所（同 0.301% [0.144%] と同 0.359% [0.161%]）の方が高い比率を示している。これらのことから、大手監査法人は、相対的に規模の大きな企業を担当していることにより、監査証明業務報酬が高くなっているものと解される。

(8) 増減分析

次に、2016 年度の監査証明業務報酬に関して、前年度との増減比較を行いたい。【図表 10】は、2015 年度から 2016 年度にかけての監査証明業務に基づく報酬の増減に関する基本統計量を、パターン別に示したものである。

[図表 10] 監査証明業務報酬の増減比較

項目	全体		増加企業		増減なし	減少企業	
	増減額 (百万円)	増減率 (%)	報酬額 (百万円)	増加率 (%)	報酬額 (百万円)	報酬額 (百万円)	減少率 (%)
企業数(社)	3,529	—	1,371	—	1,483	675	—
合計	6,626.01	—	98,286.09	—	49,207.35	52,050.96	—
平均	1.88	4.17	71.69	14.26	33.18	77.11	7.16
最大	505.00	341.57	2,170.00	341.57	521.00	1,819.00	0.021
中央値	0.00	0.00	35.00	6.61	27.00	37.50	4.301
最小	-164.00	-82.61	9.00	0.03	5.00	6.79	82.609
標準偏差	15.08	19.13	138.32	26.84	28.04	149.85	8.847

※サンプルは、分析対象企業(3,625社)から、2015年度の監査報酬データがない96社を除いた3,529社である。
 なお、この96社の大部分は新規上場企業である。

まず、全体の増減状況を確認すると、2016年度に監査証明業務報酬が増加した企業は1,371社(約38.8%)であるのに対して、減少した企業数は675社(約19.1%)と、減少企業数よりも増加企業数の方が多いことがわかる。監査証明業務報酬全体は6,626.01百万円増加しているが、これは増加企業数の多さに加えて、増加企業の平均増加率14.26%が減少企業の平均減少率7.16%を上回っていることが反映されたものと考えられる。

なお、図表には示していないものの、個別の企業に関して、監査証明業務報酬が前年度比50%以上減少した企業は5社(前年度の調査では7社)である。一方、前年度比50%以上増加した企業は163社(前年度の調査では51社)であった。

(9) 監査人交代企業の分析

昨年に引き続き、監査人の交代企業の監査証明業務報酬についても調査してみた。結果は[図表 11-1]のとおりである。ここにみられるように、監査人が交代した企業は、全体として、2015年度では90社あり、対前年度比で監査証明業務報酬が平均で13.55%減少しているのに対し、2016年度では102社あり、対前年度比で監査証明業務報酬が平均で3.78%増加している。ただし、中央値でみると、両年度とも対前年度比の監査証明業務報酬は減少している(それぞれ、2.15%と2.44%の減少)ため、両年度とも、監査人の交代が生じた企業の半数以上で監査報酬は減少したことを示している。監査人の交代時には、初度監査に伴う多くの監査工数があることから、本来、監査報酬は増加するはずである。交代前と同じであるという場合さえも、工数の増加が監査報酬に適切に反映されていないと解される。

〔図表 11-1〕 監査人の交代企業の監査証明業務報酬

項目	2015 年度	2016 年度
企業数 (社)	90	102
合計 (百万円)	2,245.47	4,132.04
平均 (百万円)	24.95	40.51
最大 (百万円)	130.00	344.00
中央値 (百万円)	19.57	23.30
最小 (百万円)	7.77	6.79
標準偏差	19.71	53.93
増減率 平均 (%)	-13.55	3.78
増減率 中央値 (%)	-2.15	-2.44

〔図表 11-2〕には、監査人の交代前後における監査人の規模別に、監査証明業務報酬の増減率等の情報も提示している。〔図表 11-1〕の増減率によると、平均と中央値では符号が異なることから、高い増加率を示すいくつかの企業が原因で平均が押し上げられていると考えられる。そのため、〔図表 11-2〕で交代の前後における監査法人規模別のデータについて、全体の趨勢を把握するためには、中央値でみる方が適切かもしれない。そこで、〔図表 11-2〕について増減率の中央値をみると、増減率の中央値が監査証明業務報酬の減少を示しているのは、交代前の監査法人が大手監査法人である場合に偏っていることがわかる。つまり、交代前後で監査報酬が減少した企業は、交代前の監査法人が大手監査法人である場合が多い。その他の要因を考慮する必要はあるものの、この結果は、大手監査法人からより規模の小さい監査事務所への交代が、監査報酬の値下げを目的の 1 つとしている可能性を示唆しているのかもしれない。

監査人の交代の問題⁹については、金融庁において調査中の監査法人の強制的交代制度の導入問題や、上場企業のコーポレートガバナンス・コードにおいて求められる監査役等による会計監査人の評価の問題に関連して、重要な課題であると考えられることから、今後とも継続的に調査を続けていきたい。

⁹ 監査人の交代時における監査報酬の問題については、前々年度の本研究会による報告書所収の町田・佐久間(2016)で詳しく議論されている。

町田祥弘・佐久間義浩(2016)「4. 監査報酬の実証分析 ―監査人の交代による監査報酬への影響―」、監査人・監査報酬問題研究会『2016年版上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』、2016年2月8日、23-31頁。

[図表 11-2] 交代前後における監査事務所規模別の監査証明業務報酬

		交代後			項目	
		大手	準大手	その他		
交代前	大手	33	14	19	企業数 (社)	
		1983.34	358.37	458.221	合計 (百万円)	
		60.10	25.60	24.12	平均 (百万円)	
		344.00	73.80	58.60	最大 (百万円)	
		30.00	20.00	22.00	中央値 (百万円)	
		6.79	16.00	12.00	最小 (百万円)	
		74.85	14.84	12.87	標準偏差	
		2.95	-13.26	10.59	増減率 平均 (%)	
		-0.43	-10.72	-9.71	増減率 中央値 (%)	
	準大手			2	7	企業数 (社)
		—	116.00	188.00	合計 (百万円)	
		—	58.00	26.86	平均 (百万円)	
		—	96.00	40.00	最大 (百万円)	
		—	58.00	27.00	中央値 (百万円)	
		—	20.00	16.00	最小 (百万円)	
		—	53.74	7.84	標準偏差	
		—	12.78	-8.06	増減率 平均 (%)	
		—	12.78	-2.44	増減率 中央値 (%)	
	その他	4	7	16	企業数 (社)	
		119.50	538.45	370.16	合計 (百万円)	
		29.88	76.92	23.14	平均 (百万円)	
		44.00	310.00	49.63	最大 (百万円)	
		30.00	39.00	20.00	中央値 (百万円)	
		15.50	15.00	10.46	最小 (百万円)	
13.34		104.55	11.21	標準偏差		
1.83		31.40	4.80	増減率 平均 (%)		
2.83		4.27	0.00	増減率 中央値 (%)		

(10) ガバナンス形態別の分析

2014年会社法改正によって、わが国では大会社において3つのガバナンス形態、すなわち、従来型の監査役会設置会社、指名委員会等設置会社（旧・委員会設置会社）、及び監査等委員会設置会社の3つが認められることとなった。2017年8月1日時点で、東証1部上場企業のうち指名委員会等設置会社が3%（62社）、監査等委員会設置会社が22%（442社）となっている（日本取締役協会[2017]）。

このようなガバナンス形態が、監査証明業務報酬に対していかなる相違をもたらすのかを検討するために、昨年に引き続きガバナンス形態別の分析を新設することとした¹⁰。なお、ガバナンス形態に関する情報は、2018年1月10日現在における日本取引所グループのコーポレート・ガバナンス情報サービス（<http://www.jpx.co.jp/listing/cg-search/index.html>）に基づいている。[図表 12] のとおりである。

¹⁰ ガバナンスの形態とともに重要なガバナンス機能の有効性を計る指標となる社外役員の多寡と監査報酬との関係については、両者の間に統計的に正の関係があることを、松本祥尚(2013)において明らかにしている。

[図表 12]ガバナンス形態別の監査証明業務報酬

指名委員会等設置会社					
項目	監査証明業務報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)	売上高 (百万円)	対総資産比率 (%)	総資産 (百万円)
企業数 (社)	65	65	65	65	65
合計	12,912.73		71,718,011.5		832,015,125.0
平均	198.66	0.108	1,103,354.0	0.068	12,800,232.7
最大値	1,819.00	1.862	13,326,534.0	0.488	293,162,545.0
中央値	88.00	0.112	194,841.0	0.027	522,362.0
最小値	13.50	0.002	1,306.9	0.000	2,764.0
標準偏差	321.93	0.055	2,463,081.5	0.108	45,544,887.1
増減率 (%)	-0.91				
監査等委員会設置会社					
項目	監査証明業務報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)	売上高 (百万円)	対総資産比率 (%)	総資産 (百万円)
企業数 (社)	837	837	837	837	837
合計	33,719.48		74,458,663.9		244,261,729.2
平均	40.29	0.262	88,959.0	0.216	291,830.0
最大値	525.00	12.637	6,456,796.0	4.427	51,985,850.0
中央値	27.50	0.107	20,493.4	0.125	21,678.0
最小値	7.00	0.006	105.2	0.001	192.0
標準偏差	50.01	0.371	320,010.2	0.324	2,100,598.7
増減率 (%)	5.95				
監査役会設置会社					
項目	監査証明業務報酬 (百万円)	対売上高比率 (%)	売上高 (百万円)	対総資産比率 (%)	総資産 (百万円)
企業数 (社)	2,723	2,723	2,723	2,723	2,723
合計	155,474.71		499,512,680.3		1,019,040,764.2
平均	57.10	0.296	183,442.0	0.201	374,234.6
最大値	2,170.00	67.141	11,720,041.0	8.371	37,464,593.0
中央値	31.00	0.106	31,669.7	0.095	32,461.3
最小値	5.00	0.003	22.3	0.000	178.0
標準偏差	111.37	2.564	606,626.7	0.332	1,638,749.9
増減率 (%)	5.14				

〔図表 12〕 から 3 つのガバナンスの形態を単純に比較した場合、監査証明業務報酬の平均（中央値）で、監査等委員会設置会社 40.29（27.50）百万＜監査役会設置会社 57.10（31.00）百万＜指名委員会等設置会社 198.66（88.00）百万となっている。また対売上高比率を見ると、監査役会設置会社 0.296

（0.106）%＞監査等委員会設置会社 0.262（0.107）%＞指名委員会等設置会社 0.108（0.112）%となるのに対し、対総資産比率では監査等委員会設置会社 0.216（0.125）%＞監査役会設置会社 0.201（0.095）%＞指名委員会等設置会社 0.068（0.027）%である。このような傾向は、他の 2 つのガバナンス形態に比して、指名委員会等設置会社の規模が相対的に大きいことを示唆している。このような監査報酬における差が、どの程度、ガバナンスの形態の影響を受けているのか、について、企業規模や損益状況等の影響をコントロールした上で検証して行く必要があると思われる。

(11) 監査証明業務以外の業務に基づく報酬の内容

監査証明業務以外の業務に基づく報酬を「非監査業務に基づく報酬」の項目で開示した企業は 1,013 社であり、分析対象企業 3,625 社の約 27.94%に当たる。〔図表 13〕 は、2012 年度から 2016 年度までの 5 年間における監査証明業務以外の業務に基づく報酬の推移を示したものである。

〔図表 13〕監査証明業務以外の業務に基づく報酬

項目	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
企業数（社）	776	1,118	1,108	1,151	1,013
合計（百万円）	8,107	11,477	12,369	14,716	13,901
平均（百万円）	10.45	10.27	11.16	12.79	13.72
最大（百万円）	281.00	495.00	377.00	378.00	568.00
中央値（百万円）	3.00	2.72	3.00	2.70	3.00
最小（百万円）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
標準偏差	22.47	27.73	28.65	33.18	38.56

〔図表 13〕 から、監査証明業務以外の業務に基づく報酬金額を開示している企業数は、前年度に比べて 12%ほど減少しているが、1 社当たりの平均及び中央値は増加している。

非監査業務報酬を支払っていると記載した企業 1,013 社のうち、その内容を開示している企業は 906 社であった。開示された業務内容の説明を個別に確認したところ、主な非監査業務として、コンフォートレターの作成業務（199 件）、IFRS 関連の指導・助言業務等（136 件）、内部統制関連業務（73 件）、デューデリジェンス（73 件）、合意された手続業務（31 件）、税務業務（31 件）となっていた。IFRS 関連の指導・助言業務等は、2011 年度（434 件）まで年々増加してきていたが、2012 年度 184 件、2013 年度 143 件、2014 年度 128 件、2015 年度 144 件、2016 年度 136 件と 100 件から 200 件の間での増減が続いている。

(12) 日米比較

ここでは、日米の監査報酬額の概略的な比較を行いたい。〔図表 14〕を参照されたい¹¹。この〔図表 14〕からわかるように、直近会計年度の監査報酬の平均(中央値)は、アメリカの 235.90 百万円(81.75 百万)に対して、日本は 63.00 百万円(30.50 百万円)である。したがって、日本の監査証明業務報酬とアメリカの監査報酬の比率は 1 : 3.74 (1 : 2.68) となる。前年度の比率が 1 : 3.74 (1 : 2.65) であったことから、日米の監査報酬格差は平均で横ばい、中央値では若干拡大したことがわかる。いずれにしても、アメリカの上場企業の監査報酬は、日本企業の 2 倍ないし 3 倍に相当する状況にある。

〔図表 14〕監査証明業務報酬の日米比較

項目	アメリカ		日本	
	2015 年度	2016 年度	2015 年度	2016 年度
企業数(社)	5,516	5,400	3,611	3,650
合計(百万円)	1,270,050.17	1,273,852.38	212,147.19	229,952.32
平均(百万円)	230.25	235.90	61.52	63.00
最大(百万円)	7,670.00	8,150.00	4,824.00	5,072.00
中央値(百万円)	79.50	81.75	30.00	30.50
最小(百万円)	0.43	0.28	5.00	5.00

なお、この日米比較にあたっては、日本とアメリカの監査報酬の開示規定の相違に留意しなければならない。具体的には、アメリカの場合には、主たる監査人のみならず、他の監査人のうち同一ネットワークに属する監査人に対する支払額¹²も合算して合計額を開示することが求められている¹³のに対して、日本の場合、他の監査人への支払額は、企業内容等開示府令において、監査報酬額の定性的な記載事項として、「その他重要な報酬」に記載することが例示されている¹⁴。

したがって、アメリカ企業の監査報酬と比較すべき日本企業の監査報酬は、有価証券報告書に「監査証明業務に基づく報酬」(提出会社及び連結子会社)として開示されている金額に、「その他重要な報酬」のうち監査証明業務に基づく報酬に相当する金額を加えたものということになる。

しかし、日本の規定では、①重要ではないとの理由でネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬を「その他重要な報酬」区分に開示していない会社がありうること、②ネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬を「監査証明業務に基づく報酬」区分で開示する会社もありうること、③ネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬が「その他重要な報酬」区分に開示されていても、その金額が非監査業務に基づく報酬と合算されている場合がありうること等から、本研究会が従来から行って

¹¹ アメリカ企業の監査報酬データは、Ives Group Inc.のデータベース Audit AnalyticsTMから抽出した。アメリカにおける監査報酬は便宜上、\$1=100 円で換算している。

¹² このため、他の監査人のうち、同一ネットワークに属さない監査人に対する監査報酬額は開示されない。

¹³ SEC [2014], Office of the Chief Accountant, Application of the Commission's Rules on Auditor Independence, Frequently Asked Questions.

¹⁴ 金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令」第三号様式・記載上の注意(38)。

きたように、同一ネットワークへの支払いを含むアメリカの監査報酬と、親会社の監査人への支払いに限定された日本の監査証明業務報酬額を比較せざるをえない。そのため、本章の方法によって示される日米の監査報酬格差は、実際よりも大きく計算される可能性があることに注意が必要である。なお、ネットワーク事務所に対する報酬を「その他重要な報酬」で開示した企業の実態をみると、2016年度では、報酬の支払いを開示している会社は819社であった。その中で、他の監査人に対する「監査報酬金額」を開示している会社は、682社である。

(高田知実・松本祥尚)

3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査

(1) 日本公認会計士協会からの委託事項

昨年度（2017年版報告書）より、日本公認会計士協会からの個別の委託事項に対する調査を実施している。日本公認会計士協会からは、2016年9月に、われわれの調査研究に対して、その調査内容及び分析については独立的な委託研究として関与するものではないが、「一部、研究委託内容の追加」として、以下の事項に関する調査の依頼が寄せられた。

「諸外国における監査報酬に係る開示制度の比較分析」
各国（可能であれば、日米英仏独加豪の7か国）における開示の相違とその背景（制度趣旨）についての調査

このうち、昨年度は、アメリカにおける監査報酬の開示制度をわが国との対比において検討した。その結果、アメリカにおいて「監査報酬」（財務諸表の監査、四半期財務諸表のレビュー、または法定の開示書類について通常提供される業務に対する報酬の合計金額）として開示されている金額には、アメリカ国内外における子会社等に対する監査業務を委託しているネットワーク事務所に対する監査報酬も含まれていることが明らかとなった¹⁵。

日本の場合、被監査企業が支払った海外のネットワーク事務所に対する監査報酬は、有価証券報告書上、「その他重要な報酬」に含めることが考えられる。ただし、重要ではないとしてネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬を「その他重要な報酬」区分に開示していないケースや、同じ理由から、ネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬を「監査証明業務に基づく報酬」区分に含めているケース、あるいは、ネットワーク事務所に対する監査証明業務報酬が「その他重要な報酬」区分に開示されている場合であっても、その金額に非監査業務に基づく報酬に合算されている場合もありうるため、厳密には単純な比較はできないのである。

昨年度のわれわれの報告書では、「その他重要な報酬」を開示している企業の記載例や、それらの記載を行っている企業をサンプルとした日米比較も、試みに示している。しかしながら、「その他重要な報酬」を開示している日本企業は、比較的大規模な企業が多いため、当該開示を行っている企業のみを取り出して比較することには、一定の限界があることに留意する必要がある。何より、従来、本研究会が実施してきた実態調査において行ってきた日米比較と、その結果として、日米の監査報酬には相当程度の格差があるという分析については、影響を与えるものではない。

以下、本年度は、昨年度の分析を引き継いで、日米英仏独加豪の7か国の監査報酬開示規定を整理することとしたい。

(2) アメリカ

① 監査報酬等開示規定

¹⁵ 詳しくは、昨年度の報告書の以下の論稿を参照されたい。
林 隆敏・松本 祥尚「3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査」『2017年版 上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』、2017年3月31日、39～45頁。

昨年度の報告内容と重複するが、改めて、アメリカについても整理しておきたい。

アメリカの監査報酬開示規定は、アメリカ証券取引所委員会（U.S. Securities Exchange Commission: SEC）規則において定められており、株主総会委任勧誘状（proxy statement）において開示すべき監査報酬を次のように規定している（SEC, 2003）。

「Item 9 独立監査人

<中略>

(e)(1) 「監査報酬」の見出しの下、過去 2 会計年度の各年度において、主たる監査人（the principal accountant）によって実施された登録者の年次財務諸表の監査、及び登録者の Form10-Q (17 CFR 249.308a)に含まれる財務諸表のレビュー、あるいは、登録者の法定及び規則上の書類提出又は契約に関連して通常行われる業務に対して支払われた報酬の合計額を開示せよ。

(2) 「監査関連報酬」の見出しの下、過去 2 会計年度の各年度において、主たる監査人によって実施された保証業務及び関連業務に対する報酬の合計額を開示せよ。当該保証業務及び関連業務は、本節の(e) (1)項の下で報告されない登録者の財務諸表の監査又はレビューの実施に合理的に関連付けられる業務である。登録者は、本分類の下で開示される報酬を構成する業務の性質を記述しなければならない。

(3) 「税務報酬」の見出しの下、過去 2 会計年度の各年度において、主たる監査人によって実施された、税務コンプライアンス、税務助言、及びタックス・プランニングに関する専門業務に対する報酬の合計額を開示せよ。登録者は、本分類の下で開示される報酬を構成する業務の性質を記述しなければならない。

(4) 「すべてのその他報酬」の見出しの下、過去 2 会計年度の各年度において、本節の(e)(1)項から(e)(3)項において報告された業務以外で、主たる監査人によって提供された財及びサービスに対する報酬の合計額を開示せよ。登録者は、本分類の下で開示される報酬を構成する業務の性質を記述しなければならない。

<以下略>

さらに、SEC が公表している「よくある質問 (FAQ)」において、上記の「主たる監査人 (the principal accountant)」について、以下のように説明している（SEC, 2004）。

「質問 8

質問 Schedule 14A の Item9 (e)における「主たる監査人」の用語は、関係又は関連組織を含むのか？
解答 含む。「主たる監査人」は、監査の文献において与えられている意味である。主たる監査人によって実施されたいかなる業務を開示すべきか決定するに当たっては、規則 S-X 2-01(f)(1)に規定されている監査人（the accountant）を構成するすべての組織を含めなければならない。この用語は、単に登録者が SEC に提出する報告書又はその他の文書を完成させる個人又は組織だけでなく、当該個人又は組織の部署、部門、親会社、子会社、及び関連組織のすべてを含むものであり、アメリカの外に在るそれらの組織も含まれる。」

上記に示されている「個人又は組織だけでなく、当該個人又は組織の部署、部門、親会社、子会社、及び関連組織のすべてを含むもの」には、開示の実態からみても、いわゆる同一のネットワークに属する監査事務所（以下、ネットワーク・ファームという）が含まれるものと解される。

この点については、昨年度の報告書において、確認済みの点であり、アメリカにおいて SEC 登録を行っている日本企業（たとえば、トヨタ等）においても、その慣行に沿って監査報酬開示を行っている。

いいかえれば、子会社の監査に支払われた報酬が、「主たる監査人」に支払われたものであろうと、「他の監査人」に支払われたものであろうと、同一ネットワークに属する監査事務所である限り、それを連結ベースの開示書類において記載する「監査報酬」に含めるのは当然のこととして受け止められていると解される。この点は、日本の有価証券報告書において開示される「監査証明報酬」が、主に「監査証明を行った監査人への支払い」だけを開示することとなっている点と比べて大きな差異がある。アメリカの開示規定は、監査実務の実態がネットワーク・ファームごとにグローバルに展開されている実態を反映していると言えるのに対して、日本の場合、1990年代まで、有価証券報告書が単体の開示中心であったことの影響もあってか、実態優先の考え方がまだ浸透しきっていないのかもしれない。

他方、同一ネットワークに属さない監査事務所（以下、ネットワーク外の監査事務所）の場合、当該規定による開示が及ぶことはないであろう。つまり、アメリカの監査報酬開示規定による限りでは、いわゆる「他の監査人」に支払われた監査報酬のうち、ネットワーク・ファームは含まれても、それ以外の「他の監査人」に支払われた「監査報酬」は含まれないこととなる。ただし、実際には、ネットワーク外の監査事務所に、子会社等の監査を依頼することは稀であったり、重要性が低いために監査報酬への影響が低かったりすることが考えられる。

以上のことから、以下、各国の監査報酬開示を見ていくにおいて、重要な視点を指摘することができる。すなわち、1つは、開示の対象が、ネットワーク・ファームへの支払いを含むかどうか、また、ネットワーク・ファーム以外の監査事務所への支払いを含むかどうか、という点である。

② 開示フォーム又は開示例

上記の開示規定を受けて、アメリカでは、委任勧誘状において、監査報酬が開示されるが、特定のフォームはない。

実際には、Form 10-K の Item14 において、委任勧誘状において必要情報が記載されている旨が開示され、その後、決算日から 120 日以内に SEC に提出される委任勧誘状において、監査報酬が記載されることとなる。

以下、Apple Inc. の 10-K の記載及び委任勧誘状の記載を示す。

Form 10-K

Item 14 主たる監査人の費用と業務

本項目で求められている情報は、「監査人に対して支払われた報酬」及び「独立登録監査事務所によって実施された監査及び非監査業務に関する監査委員会による事前承認の方針」の小見出しの下、2016年9月24日より120日以内にSECに提出することが求められている委任勧誘状において、「独立登録監査事務所の任命の承認」の提案として記載されている。

委任勧誘状、Apple Inc.

監査人に対して支払われた報酬

次の表は、Appleの独立登録監査事務所に対する2016年9月24日及び2015年9月26日に終了する年度についての報酬を示している。

	2016 (\$)	2015 (\$)
Ernst & Young		
監査報酬 ⁽¹⁾	13,537,500	12,414,100
監査関連報酬 ⁽²⁾	653,000	636,800
税務報酬 ⁽³⁾	1,863,700	2,381,100
すべてのその他報酬 ⁽⁴⁾	62,200	50,000
合計	16,116,400	15,482,000

※(1)から(4)の注は、前掲のSEC規則と同じであるため、ここでは省略する。

(3) 英国

① 監査報酬等開示規定

英国の監査報酬の開示に関する規定は、2008年会社法規則における監査人の報酬及び責任限定契約の開示に係る規定（the requirements of the Companies - Disclosure of Auditor Remuneration and Liability Limitation Agreements - Regulations 2008 (Statutory Instrument 2008/489)）に定められている。同規則を受けて、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in England and Wales: ICAEW）がガイドライン（ICAEW, 2013）を公表している。

ここでは、当該ガイドラインを基に、英国の開示規定等を見ていくこととする。

同ガイドラインでは、「会社の独立監査人に対する監査報酬」について、以下のように規定している。すなわち、

「19.1 監査報酬には、会社の財務諸表の監査の一部として実施された業務に関して監査人が受け取るべきすべての報酬が含まれる。それには、たとえば、規則に従って実施される、上場企業の取締役報酬に関する報告に係る報酬が含まれる。また、取締役報告書、戦略報告書、及びコーポレート・ガバナンス報告書等において付随する財務諸表に関して、会社法及び監査基準の下で、監査人が責任を果たすために実施するすべての業務が含まれる。

19.2. 会社が親会社である場合、開示すべき監査報酬は、年次財務諸表（すなわち、個別財務諸表及び、作成されていれば、連結財務諸表）に係る報酬である。親会社の個別財務諸表の監査に係る報酬を個別に開示するよう求める規定はない。当該報酬は、年次財務諸表の監査に係る開示すべき金額に含められる。＜中略＞

19.3. グループ監査の観点からは、子会社の財務諸表についての業務は、本体の監査チームと、親会社の監査人又はその関連事務所から派遣された子会社の監査チームとによって実施される。監査報酬の開示目的からすれば、一般に合理的と考えられるのは、本体の監査チームによって実施されたすべての業務に対する報酬をグループ監査の報酬として配分し、子会社の監査チームによって実施されたすべての業務に対する報酬を子会社の監査報酬として配分することである。

<以下略> 」

ここに見られるように、英国では、子会社における監査業務を個別に開示することが求められており、それは、単に本体の監査チームが行った業務に対するものだけでなく、子会社の監査業務を担当した関連組織、たとえば、同一ネットワークに属する監査事務所の監査報酬についても、区分開示することが求められる。

また、ここではネットワーク・ファームによるグループ監査について述べているために明示されていないが、英国の監査報酬開示規定は、会社側の観点から作成されており、会社側が監査に支払った金額を開示するという枠組みになっていることに留意する必要がある。ただし、一般に、ネットワーク外の監査事務所を利用するケースは少なく、あるいは、その金額は重要性があるほどには大きくないため、監査報酬開示のガイドラインや以下に述べる開示フォームにおいても、監査担当の監査事務所とそのネットワーク・ファームに対する支払が取り上げられている。

② 開示フォーム又は開示例

上記の ICAEW のガイドラインでは、付録において、年次報告書の注記の中で開示すべき監査報酬の開示フォームを提供している。

そのフォームを受けて開示されている、Rolls-Royce Holdings plc の 2016 年の年次報告書では、以下のような開示が行われている。

8 監査人の報酬		
当社の監査人及びその関連会社に対して支払った報酬は、以下のとおりである。		
KPMG	2016 百万ポンド	2015 百万ポンド
当社の年次財務諸表の監査について当社の監査人に支払うべき報酬	0.3	0.3
法規に基づく当社の子会社の監査について当社の監査人及びその関連事務所に対して支払うべき報酬	6.5	5.6
監査業務に対して支払うべき総報酬	6.8	5.9
その他の業務について当社の監査人及びその関連会社に支払うべき報酬		
監査関連保証業務	0.6	1.3
税務コンプライアンス業務	0.5	0.4
すべてのその他業務	0.1	—
	8.0	7.6
連結グループの年金制度において支払うべき報酬		
監査	0.3	0.2

このうち、2 段目にある「法規に基づく当社の子会社の監査について当社の監査人及びその関連事務所に対して支払うべき報酬」が、前掲のガイドライン 19.3 に規定されている子会社に対する監査について、主たる監査人だけではなく、その関連事務所に支払われた金額も含まれていることがわかる。

アメリカとの違いは、子会社分が区分表示されていることであり、これは、英国の場合、会社法が一定の影響力を持っており、個別財務諸表の開示も行われていることから、親会社の部分と子会社の部分とを区分することが必要とされたのではなかろうか。

(4) ドイツ

① 監査報酬等開示規定

ドイツの監査報酬開示規定は、とてもシンプルである。

まず、監査報酬の開示は、ドイツ商法典第 285 条 17 項（単体）において、以下のように述べられている。

「17. 下記の項目に区分して、決算監査人から当該事業年度について請求された報酬の総額

- a) 決算書監査業務
- b) その他の保証業務
- c) 税務相談業務
- d) その他の業務

ただし、当該企業を組み込んでいるコンツェルン決算書に記載されていない場合に限る。」

また、コンツェルン計算書（連結）に関しては、同様の規定が、商法典 317 条(1)9 項に置かれている。

ここで、コンツェルン計算書の場合、そこでいう会社は、すべてのグループ会社及び子会社を含むものの、持分及び関連会社は含まない。

他方、監査人については、決算監査人として任命された監査人を指し、開示規定上は、ネットワーク・ファームに対する支払いは、含まれていない。ただし、任意の開示は認められる規定となっていることから、会社の判断によって、ネットワーク・ファームへの支払いを含む開示が行われているように見受けられる¹⁶。

こうしたドイツの監査報酬開示規定は、開示区分こそ 4 区分となっているものの、開示規定の本則上は、監査報酬の対象となる監査人にネットワーク・ファームを含まない点など、日本の監査報酬開示に近い。ただし、日本のように、監査証明報酬とは別に、ネットワーク・ファームであるか否かを

¹⁶ なお、ドイツ銀行（Deutsche Bank Group）の場合、年次報告書において、「主たる監査人の報酬及び業務」という区分で、ネットワーク・ファームへの支払いを含む監査報酬額を開示している。

<https://annualreport.deutsche-bank.com/2017/ar/supplementary-information/corporate-governance-report/auditing-and-controlling.html>

ドイツ銀行は、SEC 登録企業であるため、例外的な開示である可能性はあるが、非 SEC 登録企業についても、数件の年次報告書を見る限り、いずれも「世界規模での監査報酬」という記載の仕方、ネットワーク・ファームに対する支払いを含めていた。

問わず「他の監査人」への支払の開示を行わせているのではなく、任意でネットワーク・ファームへの開示を監査報酬額に含めていることに差異が認められる。

② 開示フォーム又は開示例

ドイツには、開示のフォームは示されていない。単に、「その他の開示項目」の見出しの下で、注記すべきことが定められているだけである。

Volkswagen AG の年次報告書に記載されている開示例は、次のとおりである。

グループ監査人の総監査報酬		
PricewaterhouseCoopers GmbH		
百万ユーロ	2017	2016
財務諸表監査業務	17	19
その他の保証業務	2	4
税務助言業務	1	0
その他の業務	13	4
	33	27

(5) フランス

① 監査報酬等開示規定

フランスでは、ドイツ同様、商法によって監査報酬開示が求められる。フランス商法典 820-3 条がすべての上場企業に要求している法定開示書類において、「監査人及びそのネットワークの報酬に関する情報」を含めなければならないとされている。

なお、フランスの監査報酬開示規定は、現在、移行期にあり、若干の混乱が見られる。フランス金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers: AMF）では、規制緩和の一環から、監査報酬開示について、2017年2月27日以降、任意開示としたものの、会計基準庁（Autorité des Normes Comptables: ANC）の規則では、かかる開示が要求されていることから、上場企業は、監査報酬開示を続けている状況にある。

② 開示フォーム又は開示例

上記の通り、フランスでは、現在、制度の移行期に当たって、監査報酬開示に若干の混乱が見られる。現状では、制度が確定していないためか、開示フォームは公表されていない。ただし、今後、制度が整備されていく中で、整備された制度に基づいて開示フォームが示される可能性はあるであろう。

Renault グループの法定開示書類における記載を示せば、次のとおりである。

6.3.3 法定監査人の監査報酬

法定監査人及びそのネットワークに支払われた報酬の表

百万ユーロ	KPMG ネットワーク				EY ネットワーク			
	Total		%		Total		%	
	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015
財務諸表の証明	5.33	5.21	87.8	84.0	5.95	5.93	87.2	92.5
ルノー持株会社及び 事業会社本体 ¹⁷	2.26	2.22	37.2	35.8	3.01	3.13	44.1	48.8
全連結子会社	3.07	2.99	50.6	48.2	2.94	2.80	43.1	43.7
財務諸表の証明以外の業務	0.74	0.99	12.2	16.0	0.87	0.48	12.8	7.5
ルノー持株会社及び 事業会社本体	0.11	0.01	1.8	0.2	0.39	0.22	5.7	3.4
全連結子会社	0.63	0.98	10.4	15.8	0.48	0.26	7.0	4.1
合計	6.07	6.20	100.0	100.0	6.82	6.41	100.0	100.

フランスでは、連結財務諸表を作成している会社には共同監査が義務付けられており、2つの監査事務所に対して支払われた監査報酬が併記されている。

監査報酬の区分は、上記の通り、「財務諸表の証明」(Certification des comptes)と「財務諸表の証明以外の業務」の2区分に、親会社と子会社の細分類が示されているだけであるが、実例を見る限り、ネットワーク・ファームへの支払いを区分開示するのではなく、「ネットワーク」(Réseau)という用語を使って、当初から「ネットワーク・ファームに対する支払い」という形式で開示しているのである。

(6) カナダ

① 監査報酬等開示規定

カナダでは、会社法による株主向けの財務報告、証券法による年次報告書の開示、及び取引所規則による決算等の情報開示がある。このうち、上場企業の監査報酬開示を担うのは、主として証券法の下で規定されている年次情報フォーム(Annual Information Form)である。

カナダでは、証券法も州ごとに制定されているが、その内容はほぼ類似のものとなっており、現在では、かなりの程度調整が進んでいる。トロント証券取引所を擁するオンタリオ州の証券法(Ontario Securities Act)によれば、報告発行会社(reporting issuers)は、年次財務諸表、経営者による財政状態及び経営成績の分析(Management's Discussion and Analysis)及び年次情報様式(Annual Information Form)等を電子開示システム SEDAR (System for Electronic Document Analysis and Retrieval)を通じて開示する。

¹⁷ 正確には、「ルノー株式会社及びルノー単純型株式会社」であるが、ここでは分かり易さのため、表現を改めている。

このうち、監査報酬開示を規定しているのは、Form 52-110F1 である。
 そこでは、次のような開示規定が示されている。

「9. 外部監査人業務報酬（分類ごと）

(a) 「監査報酬」の見出しの下で、監査業務に係る過去2年分のそれぞれにおける発行体の外部監査人が請求した報酬総額を開示せよ。」

以下、(b)で「監査関連報酬」、(c)で「税務報酬」、(d)で「すべてのその他報酬」が規定されており、基本的な区分は、アメリカの監査報酬開示規制とほぼ同様となっている。

つまり、カナダは、アメリカと異なり、株主総会委任勧誘状ではなく、証券当局への開示書類において監査報酬開示を行っているが、その区分については、アメリカと同様のものとなっているのである。これは、カナダの上場企業の多くがアメリカに同時上場しているという環境が影響しているものと解される。

ここで上記の開示規定は、「発行体の外部監査人が請求した報酬総額」である点に留意する必要がある。これは、英国同様に、会社（連結グループ）側の視点で、監査人に支払われた総額を開示することを意味している。アメリカやフランスのように、ネットワーク・ファームへの支払に限っているわけではなく、ネットワーク外の監査事務所への支払も含まれる開示規定となっていると解されるのである。ただし、以下の開示例においても、主たる監査人の名称を付して開示されているように、ネットワーク外の監査事務所への支払が例外的であるか、又は金額的に重要性が高くないことが想定される。

② 開示フォーム又は開示例

カナダ企業の開示例として、CanWel Building Materials Group Ltd.の例を取り上げよう。

アメリカの開示例に比べて、比率が示されており、細目が示されている点は異なるものの、大分類は共通しており、監査報酬に関して特段の規定がないことから、アメリカ同様に、会社が支払ったすべての監査報酬を含んでいるものと考えられる。

Ernst & Young LLP

業務の種類	2016 報酬（\$）	2016 比率	2015 報酬（\$）	2015 比率
監査報酬				
監査報酬	565,000	60.2 %	719,550	70.2 %
監査関連報酬				
会計コンサルティング	5,000	0.5 %	7,500	0.7 %
その他監査関連報酬	164,000	17.5 %	-	0.0 %
	734,000	78.2 %	727,050	71.0 %
税務報酬				
税務コンプライアンス、税	146,900	15.6 %	297,325	29.0 %

務助言、及びタックス・プランニング				
その他	58,000	6.2 %	-	0.0 %
すべてのその他報酬	204,900	21.8 %	297,325	29.0 %
合計	938,900	100.0 %	1,024,375	100.0 %

(7) オーストラリア

① 監査報酬等開示規定

オーストラリアでは、オーストラリア会計基準審議会（Australian Accounting Standards Board: AASB）が「オーストラリアにおける追加開示」なる文書を公表し、その中で、監査報酬について、次のように開示規定を置いている。

「監査報酬

10 企業は、各監査人又はレビュー実施者に対する報酬を開示しなければならない。そこには、ネットワーク・ファームに関するものも含むとともに、以下の事項を区分して開示しなければならない。

- (a) 財務諸表の監査又はレビュー、及び
- (b) 当該報告期間中に実施されたすべてのその他業務

11 上記の 10(b)項については、企業はその他業務の性質を記述しなければならない。」

ここに明記されているように、監査報酬は、ネットワーク・ファームへの支払い分を含むものであることが明らかである。

その他、非監査報酬については、取締役報告書において、別途、2001 年会社法 300 11B 項において、開示規制が置かれている。

② 開示フォーム又は開示例

オーストラリア企業の BHP Billiton の年次報告書では、上記の規定をもとに、財務諸表の注記の 1 つとして、次のような監査報酬開示が行われている。

35 監査人の報酬

KPMG	2016 US 百万ドル	2015 US 百万ドル	2014 US 百万ドル
保証業務に対するグループの監査人に支払うべき報酬			
グループの年次報告の監査	3.126	4.299	4.093
子会社、JV 及び関連会社の監査	7.715	11.185	13.201
監査関連保証業務	3.493	5.377	5.635
その他保証業務	1.508	1.557	2.133
保証業務の合計	15.842	22.418	25.062
その他の業務に対するグループ監査人に支払うべき			

き報酬			
企業ファイナンスに関連するその他の業務	0.276	6.871	1.820
すべてのその他業務	0.815	1.093	1.573
その他業務の合計	1.091	7.964	3.393
総報酬	16.933	30.382	28.455

(8) 日本の監査報酬開示規定の課題

日本の有価証券報告書における監査報酬開示は、2004年3月期以降に提出される有価証券報告書から、監査報酬の内容を監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬とに区分して開示することが求められ、その後、2008年3月期以降に提出される有価証券報告書からは、「コーポレート・ガバナンスの状況」において、提出会社と連結子会社に区分した統一様式で、監査報酬と非監査報酬を記載することが要求されている。

しかしながら、そもそも日本の有価証券報告書の開示が連結中心になったのが、2001年3月期からであり、それ以前は、連結の情報はあくまでも参考情報にとどまっていた。したがって、有価証券報告書の記載区分も、たとえば「提出会社の状況」という表現に見られるように、未だに単体ベースの頃の記載形式が残っているように見受けられる。

本章で見てきたように、本章で取り上げたアメリカ、英国、ドイツ、フランス、カナダ、及びオーストラリアの6か国のうち、監査報酬の開示規定上、日本と同様に、ネットワーク・ファームの監査事務所への支払いを求めているのは、ドイツだけである。そのドイツについても、任意開示によって、実際には、ネットワーク・ファームへの支払いが含められている実態が見受けられる。

それに対して、アメリカ、フランス、オーストラリアは、開示規定又は開示フォームのいずれかにおいて、ネットワーク・ファームへの支払いを含めることが明記されている。

他方、英国とカナダは、会社法の枠組みによる影響もあってか、「会社が当年度の財務諸表監査に支払う監査報酬」という開示の枠組みを有している。したがって、そこではネットワーク・ファームであるかネットワーク外の監査事務所であるかにかかわらず、会社の連結財務諸表の監査に支払われた監査報酬は、開示が求められることとなる。

ただし、一般に、ネットワーク外の監査事務所を利用するケースは少なく、あるいは、その金額は重要性があるほどには大きくないため、結果としては、ネットワーク・ファームへの支払の開示を求めているアメリカ等との相違はあまりないものと解される。

以上のような諸外国の開示規定等を検討するに、日本においても、現在の開示規定のように監査契約を結んだ監査法人への支払を開示させるだけでなく、ネットワーク・ファームへの支払を監査証明報酬に含めるか、あるいは区分して開示することが求められるであろう。それは、現在の監査実務が、実態として、ネットワーク・ファームを中心としたグローバルなグループ監査として行われていることを反映する意味で不可欠であると考えられる。さらに、監査証明業務だけではなく、非監査業務に関する支払いも開示されることとなれば、会社が監査証明を行っている監査法人のネットワーク・ファームから、海外において受けている実態も明らかになるであろう。

また、日本の企業のうち、大規模企業については、海外の子会社に対する監査業務への支払額が、国内の親会社に対する監査業務への報酬を相当程度上回るケースが散見されることから、ネットワーク・ファームへの支払を開示することは重要である。そのような開示が制度として行われるようになれば、監査報酬の内外の差異、つまり日本の監査法人における監査報酬と、海外において同じ監査マニュアルで実施されているはずのネットワーク・ファームにおける監査報酬との格差を明らかにするのではないかと想定される。

加えて、ネットワーク・ファームに限らず、英国やカナダのように、当該連結財務諸表の監査について会社が支払った報酬額について開示させることも検討すべきであろう。そうすることで、ネットワークに限らず、「他の監査人」への支払が網羅的に開示されることとなる。たとえば、「監査証明を行う監査法人への支払」、「ネットワーク・ファームへの支払」及び「ネットワーク外の監査事務所への支払」という区分で開示が行われれば、諸外国と比べても、最も丁寧な監査報酬開示ということができる。

他方、わが国の開示規定の区分にも課題があると思われる。日本の監査法人が、今後、レビュー業務や合意された手続業務、特別目的の監査業務などの、いわゆる監査関連業務を広く実施していくことを期待するのであれば、現状の開示規定で実施されているような、（有価証券報告書の）提出会社と連結子会社における「監査証明業務に基づく報酬」と「非監査業務に基づく報酬」という区分での開示では十分ではないであろう。非監査証明業務を細分化して、たとえば、英国やオーストラリアのように「監査関連保証業務」とか、合意された手続等を含めて「監査関連業務」といった区分を設ける必要があると思われる。

さらには、監査証明業務を実施している監査法人の関連組織であるコンサルティング事務所等への支払についても、開示させるべきかどうかを検討する必要があるであろう。なぜなら、今後、監査法人のローテーション制によって、あるいは、それ以外の要因によって、監査法人の交代が行われるようになれば、コンサルティング事務所に対して、いかなる支払いが行われているかという観点も注目されると思われるからである。

いずれにしても、日本の監査報酬開示が開始されてすでに14年が経過する中で、本章で取り上げたような諸外国の状況を踏まえて、また現在の監査実務の実態に即した形で、有価証券報告書の開示規定を改正することが必要なのではなかろうか。

(町田祥弘・佐久間義浩)

4. 監査報酬と重要な監査事項の関係に関する実証分析

(1) 分析の目的

本章では、国際監査基準（以下、ISA とする。）701 (IAASB, 2015)に規定されている重要な監査事項（Key Audit Matters: 以下、KAM とする。）に相当する項目が監査報酬に与える影響を分析する。

監査報酬の決定要因に関するアーカイバル研究のメタ分析を行った Hay et al. (2006)によれば、これまでの先行研究で明らかにされた監査報酬の決定要因は、被監査企業の属性である規模、複雑性、監査契約に特有のリスク、収益性、レバレッジ、所有形態、内部統制、ガバナンス、および産業（業種）と、監査人の属性である監査人の質、監査継続年数、および監査事務所所在地に分類される。KAM に相当する項目の多くは、これらのうち監査契約に特有のリスクに分類されうるものである¹⁸。

KAM は、「当年度の財務諸表監査において監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項であり、監査人が統治責任者（Those Charged With Governance）¹⁹にコミュニケーションを行った事項から選択される。」と定義されている（ISA 701, para.8）²⁰。KAM の決定にあたっては、以下の項目を考慮して、監査を実施する上で監査人が特に注意を払った事項を決定する（para.9）。

- a. ISA 315 に準拠して識別された重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された領域または重大なリスク²¹。
- b. 見積りの不確実性が高いと識別された会計上の見積りを含む、経営者の重要な判断を伴う財務諸表の領域に関する監査人の重要な判断。
- c. 当年度に発生した重要な事象または取引が監査に与える影響。

つまり、KAM は、①当年度の監査において監査人が特に注意を払った事項のうち特に重要であると判断した事項であり、②重大なリスクを含む重要な虚偽表示のリスクが高い領域や経営者の重大な判断を伴う領域にかかわることが多く、監査人による困難なまたは複雑な判断を含むことが多い事項と整理できる。

このような KAM の性質から、KAM の有無および数、ならびに KAM の性質に応じて、監査の工数、監査手続、監査判断に要する時間などが増加し、ひいては監査報酬に影響すると考えられる。具体的には、①KAM が有れば監査報酬は高い、②KAM の数が多いほど監査報酬は高い、そして、③監査手続の追加が必要であったり、慎重な判断が求められる KAM があれば（数が多いほど）、監査報酬は高いと想定される²²。

¹⁸ 監査契約に特有のリスク（inherent risk）は、リスクが高く特別な監査手続が要求される性質を意味し、先行研究では棚卸資産と受取勘定（変数としては棚卸資産÷総資産、受取勘定÷総資産、および（棚卸資産+受取勘定）÷総資産）が最もよく用いられている（Hay et.al., 2006）。

¹⁹ 日本の監査環境では、監査役もしくは監査役会、監査等委員会または監査委員会（一般に、監査役等と略称される。）がこれに該当する（日本公認会計士協会、2015）。

²⁰ アメリカの公開会社会計監督委員会（PCAOB）の監査基準 AS 3101 (PCAOB, 2017) では、重要な監査事項（Critical Audit Matters: CAM）という名称で、「監査委員会にコミュニケーションが行われたか、または行うことが要求される事項で、かつ、(1) 財務諸表の重要な勘定又は開示に関連し、(2) 特に困難、主観的、又は複雑な監査人の判断を伴う事項」と定義されている（para.11）。

²¹ 重大なリスク（significant risk）とは、わが国の監査基準にいう「特別な検討を必要とするリスク」と同義であると考えられる。

²² 監査契約にあたり監査見積時間数を算定した時点で想定していなかった事由を原因として執務時間数が見積時間数を超える場合、柔軟に監査報酬金額が改定されることを想定している。「監査における不正リスク対応基

監査報告書に KAM を記載する制度が導入されていれば、監査報告書に記載された KAM を検証の対象とすることができるが、周知のとおり、我が国では現在、企業会計審議会監査部会においていわゆる「監査報告書の透明化」が議論されているところである。そこで、海外の先行事例を参考にして、検証対象とする KAM 相当項目を選択する。イギリスでは、国際監査基準における監査報告書改革を先取りする形で、2012年10月1日以降に開始する事業年度から、上場企業等の財務諸表の監査報告書に、監査人が評価した重要な虚偽表示のリスクに関する情報が開示されている²³。その適用初年度および翌年度を対象として新しい監査報告書の実態を調査した報告書によれば、監査報告書に記載されたリスクのうち、記載頻度が高いのは、①資産の減損、②税金、③のれんの減損、④収益認識、⑤引当金、および⑥退職給付である（FRC 2015 and 2016a）。また、筆者が独自に調査を行った Euronext 100²⁴採用銘柄の監査報告書における ISA 701 の早期適用事例の調査においても、順位に違いはあるものの、これらの項目が上位を占めている。しかし、海外事例における「税金」には、タックスポジションに関する不確実性が含まれているが、我が国ではタックスポジションに関する情報開示は一般的ではない。また、収益認識に関するリスクの多くは、ビジネスモデルや収益認識基準に関する開示（記述情報）と関連づけられており、統計処理が難しい。これらのことを踏まえて、本章では、繰延税金資産、のれん、退職給付にかかる債務（退職給付引当金）および減損損失を KAM に相当する項目として検証の対象とする。

(2) 先行研究

監査報酬の決定要因に関する研究は、Simunic [1980] を嚆矢とする。Simunic [1980] は、監査報酬が被監査企業の規模、被監査企業の事業の複雑性、および被監査企業に固有のリスクによって決定されることを示した。それ以降、数多くの研究者によって、それらを代理する変数や新たな決定要因の探求が国際的に進められてきた。近年では、Hay et al. [2006] によってこれらの先行研究を対象としたメタ分析が行われ、そこで用いられてきた代理変数の種類と、それらが監査報酬に与える影響が要約された。

日本においても、2004年3月期以降に提出される有価証券報告書から上場企業の監査報酬が開示されるようになったことに伴い、この領域の研究が実施されるようになった。例えば、矢澤 [2009] お

準」の設定議論を契機として、追加的な監査手続等を行う必要が生じた場合に、弾力的な対応が行えるようにするという観点から、監査契約書（監査約款）の記載が見直されたことを念頭に置いている。

²³ 当時のイギリスの監査報告に関する基準「財務諸表に対する独立監査人報告書」（FRC 2013b）は、上場規則によって、コーポレート・ガバナンス・コードの適用に関する開示を要求されている企業か、または自発的にそれを選択した企業について、監査報告書に以下の事項を記載することを要求していた（para.19A）。

(a) 監査人によって識別され、全般的な監査戦略、監査資源の配分、および監査チームの作業内容の方向付けに最も大きな影響を及ぼした評価済の重要な虚偽表示のリスクに関する説明。

(b) 監査人が監査の計画と実施にあたって重要性の概念をどのように適用したかの説明。その説明には、財務諸表全体についての重要性として監査人が用いた閾値を明示しなければならない。

(c) 上記(1)にしたがって開示された評価済の重要な虚偽表示のリスクにどのように対処したか、および、上記(b)にしたがって開示された監査人による重要性の適用によってどのように影響されたかを含めて、監査の範囲に関する概要の説明。

なお、現在では、ISA 701 の規定に上記の規定を組み込んだ ISA 701 (UK) (FRC, 2016b) が適用されている。

²⁴ Euronext N. V.が運営するアムステルダム、ブリュッセル、パリ、リスボンにある証券取引所に上場する企業のうち、企業の時価総額ランキングに基づいて選ばれた上位 100 社のインデックスである。

よび町田 [2012] は、海外の先行研究において利用されてきた監査報酬モデルが日本企業を対象とした場合でも有効であるかどうかを検証している。また、矢澤 [2012] は、2009年3月期に導入された内部統制監査制度と四半期レビュー制度が監査報酬とその決定要因に与えた影響を検証している。高田 [2017] は、日本において監査報酬を維持している企業のみを対象に、監査報酬の決定要因を分析している。さらに、福川 [2012] および高田 [2015] は、日本の大手監査事務所ごとの監査報酬の決定メカニズムを検証している。

以上のように、モデル全体の構築を目的とする先行研究もあれば、特定の説明変数が監査報酬に与える影響を検証している先行研究もある。監査人・監査報酬問題研究会でも、これまでに、社外取締役の人数（2014年版）、外国人株主の株式保有割合（2015年版）、監査人の交代（2016年版）、およびIFRSの適用（2017年版）が監査報酬に与える影響を実証的に検証している。この他に、藤原 [2013] は、監査人の専門性（代理変数：ある業種における監査市場シェア）が監査報酬の決定に与える影響を検証している。また、草野・佐久間 [2018] は、ファイナンス・リース取引の財務諸表本体での認識と注記での開示の間で監査報酬に差異が観察されるのかを検証している。

本章では、これらの先行研究の結果を踏まえて、その他の要因をコントロールした場合に、KAMとして記載される頻度が高い項目（以下、KAM相当項目とする。）が監査報酬に与える影響を実証的に検証している。

(3) サンプルとデータベース

本章では、2016年度中（2016年4月1日から2017年3月31日まで）に決算日を迎えた上場企業をサンプルとして抽出し、2016年度の監査報酬を従属変数とした単年度の分析を行う。2016年度の監査報酬合計、非監査業務に係る報酬の有無、および2014年度から2016年度までの監査事務所の情報については、監査人・監査報酬問題研究会が収集したデータを利用した。2014年度から2016年度までの財務データ等は、2017年度版日経NEEDS財務データ（DVD版）から取得した。

サンプルについては、監査人・監査報酬問題研究会が調査した2016年度の上場企業3,646社から、順に、3年分のうち1年以上の財務データが欠損していた144社、金融業に属する56社、米国基準または国際財務報告基準を適用している132社、3期のいずれかの決算日数が365日または366日以外である78社、および2015年度または2016年度が初度監査であるか、もしくは両年度のいずれかに監査人の交代があった321社を除外した。さらに、今回の検証対象であるKAM相当項目（繰延税金資産、のれん、退職給付に係る負債（退職給付引当金）、および減損損失）について、2016年度に会計方針を変更している53社を除外した。この結果、最終的なサンプルサイズは2,862社となった。

(4) 分析モデル

本章では、先行研究をベースとした次のモデルを基本式として用いる。

$$AFEE = \beta_0 + \beta_1 KAM + \beta_2 TA + \beta_3 SUB + \beta_4 CA + \beta_5 LOSS + \beta_6 LEV + \beta_7 BIG + \beta_8 NAS + \varepsilon$$

まず、先行研究に倣い、従属変数には監査報酬の自然対数（AFEE）を用いた。次に、説明変数には

KAM 相当項目を用いているが、1つ目の分析ではダミー変数、2つ目の分析では割合（貸借対照表項目は総資産、損益計算書項目は売上高を分母としている）を用いた。最後に、コントロール変数には、①被監査企業の規模を代理する変数として総資産の自然対数（TA）、②被監査企業の事業の複雑性を代理する変数として連結子会社数の自然対数（SUB）、③被監査企業の事業上のリスクを代理する変数として総資産に対する流動資産の割合（CA）、損失ダミー（LOSS）、および総資産に対する負債の割合（LEV）、そして④被監査企業に提供される監査の質を代理する変数として大手監査事務所ダミー（BIG）および非監査業務ダミー（NAS）を、それぞれ用いた。なお、[図表 15] はモデルに用いた変数とその内容を示したものである。

[図表 15]モデルに用いた変数とその内容

従属変数	
AFEE	監査報酬の自然対数
説明変数	
KAM	KAM 相当項目について、以下の変数を用いる
DTAD	繰延税金資産（流動・固定の合計額）を計上していれば 1、そうでなければ 0 をとるダミー変数
DTA%	総資産に対する繰延税金資産（流動・固定の合計額）の割合
GWD	のれんを計上していれば 1、そうでなければ 0 をとるダミー変数
GW%	総資産に対するのれんの割合
RTRD	退職給付に係る負債（退職給付引当金）を計上していれば 1、そうでなければ 0 をとるダミー変数
RTR%	総資産に対する退職給付に係る負債（退職給付引当金）の割合
IMPD	減損損失を計上していれば 1、そうでなければ 0 をとるダミー変数
IMP%	売上高に対する減損損失の割合
コントロール変数	
TA	総資産の自然対数
SUB	連結子会社数の自然対数
CA	総資産に対する流動資産の割合
LOSS	2014 年度から 2016 年度までの当期純利益の合計額がマイナスであれば 1、そうでなければ 0 をとるダミー変数
LEV	総資産に対する負債の割合
BIG	監査人が新日本有限責任監査法人、有限責任あずさ監査法人、または有限責任監査法人トーマツのいずれかであれば 1、そうでなければ 0 をとるダミー変数
NAS	非監査業務に係る報酬を支払っていれば 1、そうでなければ 0 をとるダミー変数

(5) 分析結果

本章では、次の2種類の分析を行う。第1に、財務諸表におけるKAM相当項目の有無と監査報酬の関係についての分析である。ここでは、それぞれのKAM相当項目が財務諸表に計上されている場合と計上されていない場合で、推定される監査報酬に差異が生じているかどうかを検証している。第2に、財務諸表におけるKAM相当項目の相対的な金額の大きさと監査報酬の関係についての分析である。ここでは、4つのKAM相当項目のそれぞれについて、当該KAM相当項目を計上している上場企業のみサンプルを絞り込み、総資産や売上高に対する当該KAM相当項目の相対的な金額の大きさが推定される監査報酬に影響を有するかどうかを検証している。

① KAM相当項目の有無と監査報酬の関係

1つ目の分析として、財務諸表におけるKAM相当項目の有無と監査報酬の関係について分析を行った。設定した(帰無)仮説と使用したモデルは、以下の通りである。なお、[図表16]と[図表17]は、それぞれ、モデルに用いた変数の記述統計量と変数間のVIF統計量を示したものである。独立変数間の多重共線性は見られない。

仮説1-1：繰延税金資産を計上しているかどうかは、監査報酬に影響しない。

$$AFEE = \beta_0 + \beta_1 DTAD + \beta_2 TA + \beta_3 SUB + \beta_4 CA + \beta_5 LOSS + \beta_6 LEV + \beta_7 BIG + \beta_8 NAS + \varepsilon$$

仮説1-2：のれんを計上しているかどうかは、監査報酬に影響しない。

$$AFEE = \beta_0 + \beta_1 GWD + \beta_2 TA + \beta_3 SUB + \beta_4 CA + \beta_5 LOSS + \beta_6 LEV + \beta_7 BIG + \beta_8 NAS + \varepsilon$$

仮説1-3：退職給付に係る負債(退職給付引当金)を計上しているかどうかは、監査報酬に影響しない。

$$AFEE = \beta_0 + \beta_1 RTRD + \beta_2 TA + \beta_3 SUB + \beta_4 CA + \beta_5 LOSS + \beta_6 LEV + \beta_7 BIG + \beta_8 NAS + \varepsilon$$

仮説1-4：減損損失を計上しているかどうかは、監査報酬に影響しない。

$$AFEE = \beta_0 + \beta_1 IMPD + \beta_2 TA + \beta_3 SUB + \beta_4 CA + \beta_5 LOSS + \beta_6 LEV + \beta_7 BIG + \beta_8 NAS + \varepsilon$$

[図表16]記述統計量

	平均	標準 偏差	最小値	第1 四分位	中央値	第3 四分位	最大値	観測値
AFEE	3.529	0.684	2.015	3.068	3.401	3.850	7.506	2,862
DTAD	0.930	0.254	0.000	1.000	1.000	1.000	1.000	2,862
GWD	0.329	0.470	0.000	0.000	0.000	1.000	1.000	2,862
RTRD	0.826	0.379	0.000	1.000	1.000	1.000	1.000	2,862
IMPD	0.483	0.500	0.000	0.000	0.000	1.000	1.000	2,862
TA	10.430	1.620	5.176	9.318	10.321	11.424	16.729	2,862
SUB	2.011	1.191	0.000	1.099	1.946	2.773	6.314	2,862
CA	0.580	0.196	0.030	0.456	0.596	0.723	0.992	2,862
LOSS	0.114	0.317	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	2,862
LEV	0.464	0.244	0.012	0.308	0.459	0.612	8.232	2,862

BIG	0.703	0.457	0.000	0.000	1.000	1.000	1.000	2,862
NAS	0.238	0.426	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	2,862

[図表 17]変数間の VIF 統計量

パネル 17-1: 繰延税金資産

VIF	DTAD	TA	SUB	CA	LOSS	LEV	BIG	NAS
DTAD								
TA	1.092							
SUB	1.042	2.138						
CA	1.013	1.090	1.020					
LOSS	1.211	1.059	1.016	1.005				
LEV	1.001	1.009	1.015	1.018	1.017			
BIG	1.009	1.043	1.014	1.000	1.002	1.002		
NAS	1.008	1.261	1.202	1.016	1.010	1.004	1.031	

パネル 17-2: のれん

VIF	GWD	TA	SUB	CA	LOSS	LEV	BIG	NAS
GWD								
TA	1.040							
SUB	1.180	2.138						
CA	1.001	1.090	1.020					
LOSS	1.007	1.059	1.016	1.005				
LEV	1.004	1.009	1.015	1.018	1.017			
BIG	1.000	1.043	1.014	1.000	1.002	1.002		
NAS	1.028	1.261	1.202	1.016	1.010	1.004	1.031	

パネル 17-3: 退職給付に係る負債 (退職給付引当金)

VIF	RTRD	TA	SUB	CA	LOSS	LEV	BIG	NAS
RTRD								
TA	1.145							
SUB	1.078	2.138						
CA	1.027	1.090	1.020					
LOSS	1.011	1.059	1.016	1.005				
LEV	1.000	1.009	1.015	1.018	1.017			
BIG	1.000	1.043	1.014	1.000	1.002	1.002		
NAS	1.016	1.261	1.202	1.016	1.010	1.004	1.031	

パネル 17-4: 減損損失

VIF	IMPD	TA	SUB	CA	LOSS	LEV	BIG	NAS
IMPD								
TA	1.060							
SUB	1.067	2.138						
CA	1.041	1.090	1.020					
LOSS	1.012	1.059	1.016	1.005				
LEV	1.012	1.009	1.015	1.018	1.017			
BIG	1.011	1.043	1.014	1.000	1.002	1.002		
NAS	1.022	1.261	1.202	1.016	1.010	1.004	1.031	

4つのモデルを推定した結果は、[図表 18] のとおりである。これによると、のれんと減損損失については、それらの計上の有無と監査報酬の間に有意な正の相関が観察されたことから、仮説 1-2 及び 1-4 は棄却され、監査報酬に影響するといえる。これに対して、繰延税金資産と退職給付に係る負債（退職給付引当金）については、それらの計上の有無と監査報酬の間に有意な相関は観察されなかったことから、仮説 1-1 及び 1-3 は棄却されず、監査報酬に影響するとは言い切れない。

[図表 18] KAM 相当項目の有無と監査報酬の関係についての分析結果(個別)

	繰延税金資産	のれん	退職給付に係る負債	減損損失
定数	0.316 (4.973)***	0.261 (4.230)***	0.297 (4.845)***	0.282 (4.622)***
DTAD	-0.033 (-1.284)			
GWD		0.050 (3.653)***		
RETD			-0.022 (-1.306)	
IMPD				0.056 (4.526)***
TA	0.253 (43.231)***	0.255 (43.583)***	0.254 (42.697)***	0.250 (43.280)***
SUB	0.152 (22.873)***	0.142 (20.036)***	0.152 (22.879)***	0.148 (22.227)***
CA	0.132 (4.198)***	0.134 (4.273)***	0.131 (4.153)***	0.156 (4.915)***
LOSS	0.120 (5.813)***	0.134 (7.033)***	0.129 (6.746)***	0.115 (5.967)***
LEV	0.187 (7.660)***	0.185 (7.565)***	0.187 (7.634)***	0.183 (7.502)***
BIG	0.199 (15.147)***	0.198 (15.160)***	0.197 (15.023)***	0.194 (14.762)***
NAS	0.106 (6.844)***	0.105 (6.782)***	0.107 (6.873)***	0.106 (6.861)***
修正 R ²	0.794	0.794	0.794	0.795
観測値	2,862	2,862	2,862	2,862

(注 1) 上段が推定係数、下段が t 値である。

(注 2) ***, **, * は、それぞれ両側検定において 1%、5%、10%水準で有意であることを示している。

② KAM 相当項目の有無と監査報酬の関係に関する追加分析

ここで、追加的な分析として、KAM 相当項目相互間の影響をコントロールするために、4つの KAM 相当項目をすべて組み込んだ以下のモデルを用いて、KAM 相当項目の計上の有無が監査報酬に影響を及ぼすかどうかを検証した。[図表 19] は、変数間の VIF 統計量を示したものであり、独立変数間の多重共線性は見られない。

仮説 1a : KAM 相当項目を計上しているかどうかは、監査報酬に影響しない。

$$AFEE = \beta_0 + \beta_1 DTAD + \beta_2 GWD + \beta_3 RTRD + \beta_4 IMPD + \beta_5 TA + \beta_6 SUB + \beta_7 CA + \beta_8 LOSS + \beta_9 LEV + \beta_{10} BIG + \beta_{11} NAS + \varepsilon$$

【図表 19】変数間の VIF 統計量

VIF	DTAD	GWD	RTRD	IMPD	TA	SUB	CA	LOSS	LEV	BIG	NAS
DTAD											
GWD	1.010										
RTRD	1.028	1.000									
IMPD	1.000	1.028	1.001								
TA	1.092	1.040	1.145	1.060							
SUB	1.042	1.180	1.078	1.067	2.138						
CA	1.013	1.001	1.027	1.041	1.090	1.020					
LOSS	1.211	1.007	1.011	1.012	1.059	1.016	1.005				
LEV	1.001	1.004	1.000	1.012	1.009	1.015	1.018	1.017			
BIG	1.009	1.000	1.000	1.011	1.043	1.014	1.000	1.002	1.002		
NAS	1.008	1.028	1.016	1.022	1.261	1.202	1.016	1.010	1.004	1.031	

このモデルを推定した結果は、[図表 20] のとおりである。結果としては、仮説 1-1 から 1-4 で示した個別のモデルを用いた場合と同様に、のれんと減損損失については、それらの計上の有無と監査報酬の間に有意な正の相関が観察されたが、繰延税金資産と退職給付に係る負債（退職給付引当金）については、それらの計上の有無と監査報酬の間に有意な相関が観察されなかった。

【図表 20】KAM 相当項目の有無と監査報酬の関係についての分析結果(結合)

定数	0.278 (4.355)***	CA	0.152 (4.762)***
DTAD	-0.034 (-1.324)	LOSS	0.110 (5.317)***
GWD	0.044 (3.205)***	LEV	0.180 (7.404)***
RTRD	-0.011 (-0.664)	BIG	0.195 (14.838)***
IMPD	0.051 (4.128)***	NAS	0.103 (6.615)***
TA	0.255 (42.399)***	修正 R ² 観測値	0.796 2,862
SUB	0.141 (19.736)***		

(注 1) 上段が推定係数、下段が *t* 値である。

(注 2) ***, **, * は、それぞれ両側検定において 1%、5%、10%水準で有意であることを示している。

このような結果となった可能性の 1 つとして、各 KAM 相当項目が計上される可能性の違いが考えられる。1 つ目の分析においてサンプルとした上場企業 2,862 社のうち、のれんを計上していた企業は 941 社 (32.9%)、減損損失を計上していた企業は 1,382 社 (48.3%) であった。これに対して、繰延税金資産を計上していた企業は 2,663 社 (93.0%)、退職給付に係る負債（退職給付引当金）を計上し

ていた企業は 2,364 社 (82.6%) であった。すなわち、繰延税金資産や退職給付に係る負債 (退職給付引当金) は財務諸表に計上される機会が多いため、通常の監査手続に織り込まれていることから、監査報酬に影響を与えない可能性がある。反対に、のれんや減損損失は財務諸表に計上される機会が少ないため、それらが計上されている場合には必要な監査手続を追加実施することから、監査報酬に影響を与える可能性がある。

③ KAM 相当項目の相対的な金額の大きさと監査報酬の関係

第 2 の分析として、財務諸表における KAM 相当項目の相対的な金額の大きさと監査報酬の関係について分析を行った。設定した (帰無) 仮説と使用したモデルは、以下の通りである。なお、[図表 21] と [図表 22] は、それぞれ、モデルに用いた変数の記述統計量と変数間の VIF 統計量を示したものである。独立変数間の多重共線性は見られない。

仮説 2-1: 繰延税金資産の相対的な金額の大きさは、監査報酬に影響しない。

$$AFEE = \beta_0 + \beta_1 DTA\% + \beta_2 TA + \beta_3 SUB + \beta_4 CA + \beta_5 LOSS + \beta_6 LEV + \beta_7 BIG + \beta_8 NAS + \varepsilon$$

仮説 2-2: のれんの相対的な金額の大きさは、監査報酬に影響しない。

$$AFEE = \beta_0 + \beta_1 GW\% + \beta_2 TA + \beta_3 SUB + \beta_4 CA + \beta_5 LOSS + \beta_6 LEV + \beta_7 BIG + \beta_8 NAS + \varepsilon$$

仮説 2-3: 退職給付に係る負債 (退職給付引当金) の相対的な金額の大きさは、監査報酬に影響しない。

$$AFEE = \beta_0 + \beta_1 RTR\% + \beta_2 TA + \beta_3 SUB + \beta_4 CA + \beta_5 LOSS + \beta_6 LEV + \beta_7 BIG + \beta_8 NAS + \varepsilon$$

仮説 2-4: 減損損失の相対的な金額の大きさは、監査報酬に影響しない。

$$AFEE = \beta_0 + \beta_1 IMP\% + \beta_2 TA + \beta_3 SUB + \beta_4 CA + \beta_5 LOSS + \beta_6 LEV + \beta_7 BIG + \beta_8 NAS + \varepsilon$$

[図表 21] 記述統計量

パネル 21-1: 繰延税金資産

	平均	標準偏差	最小値	第 1 四分位	中央値	第 3 四分位	最大値	観測値
AFEE	3.568	0.677	2.079	3.114	3.447	3.892	7.506	2,663
DTA%	0.017	0.016	0.000	0.007	0.013	0.023	0.144	2,663
TA	10.559	1.556	6.084	9.484	10.441	11.492	16.729	2,663
SUB	1.808	1.297	0.000	0.693	1.792	2.639	6.314	2,663
CA	0.574	0.192	0.030	0.453	0.590	0.716	0.989	2,663
LOSS	0.077	0.267	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	2,663
LEV	0.462	0.192	0.025	0.312	0.459	0.607	1.055	2,663
BIG	0.714	0.452	0.000	0.000	1.000	1.000	1.000	2,663
NAS	0.248	0.432	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	2,663

パネル 21-2: のれん

	平均	標準偏差	最小値	第 1 四分位	中央値	第 3 四分位	最大値	観測値
AFEE	3.793	0.750	2.028	3.277	3.664	4.174	7.506	941
GW%	0.031	0.057	0.000	0.003	0.012	0.033	0.638	941
TA	10.885	1.694	6.642	9.650	10.834	12.091	16.729	941
SUB	2.465	1.205	0.000	1.609	2.398	3.258	6.314	941

CA	0.573	0.183	0.030	0.451	0.581	0.713	0.970	941
LOSS	0.077	0.266	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	941
LEV	0.487	0.185	0.081	0.346	0.485	0.629	0.982	941
BIG	0.715	0.451	0.000	0.000	1.000	1.000	1.000	941
NAS	0.338	0.473	0.000	0.000	0.000	1.000	1.000	941

パネル 21-3: 退職給付に係る負債 (退職給付引当金)

	平均	標準偏差	最小値	第1四分位	中央値	第3四分位	最大値	観測値
AFEE	3.617	0.691	2.015	3.157	3.497	3.932	7.506	2,364
RTR%	0.033	0.037	0.000	0.007	0.021	0.044	0.397	2,364
TA	10.694	1.559	5.948	9.623	10.586	11.632	16.729	2,364
SUB	1.898	1.305	0.000	0.693	1.946	2.773	6.314	2,364
CA	0.566	0.188	0.030	0.448	0.583	0.704	0.988	2,364
LOSS	0.098	0.298	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	2,364
LEV	0.466	0.189	0.048	0.319	0.465	0.611	1.003	2,364
BIG	0.707	0.455	0.000	0.000	1.000	1.000	1.000	2,364
NAS	0.262	0.440	0.000	0.000	0.000	1.000	1.000	2,364

パネル 21-4: 減損損失

	平均	標準偏差	最小値	第1四分位	中央値	第3四分位	最大値	観測値
AFEE	3.727	0.741	3.219	3.219	3.584	4.094	7.506	1,382
IMP%	0.015	0.102	0.001	0.001	0.003	0.007	3.191	1,382
TA	10.829	1.678	9.678	9.678	10.764	11.882	16.729	1,382
SUB	2.074	1.355	1.099	1.099	2.079	2.996	6.314	1,382
CA	0.540	0.198	0.408	0.408	0.552	0.690	0.992	1,382
LOSS	0.150	0.357	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	1,382
LEV	0.491	0.191	0.350	0.350	0.491	0.640	0.984	1,382
BIG	0.751	0.432	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1,382
NAS	0.302	0.459	0.000	0.000	0.000	1.000	1.000	1,382

[図表 22]変数間の VIF 統計量

パネル 22-1: 繰延税金資産

VIF	DTA%	TA	SUB	CA	LOSS	LEV	BIG	NAS
DTA%								
TA	1.000							
SUB	1.001	2.124						
CA	1.002	1.072	1.015					
LOSS	1.003	1.013	1.002	1.000				
LEV	1.003	1.023	1.032	1.038	1.031			
BIG	1.000	1.032	1.012	1.001	1.000	1.003		
NAS	1.002	1.252	1.196	1.011	1.004	1.006	1.029	

パネル 22-2: のれん

VIF	GW%	TA	SUB	CA	LOSS	LEV	BIG	NAS
GW%								
TA	1.011							
SUB	1.001	2.266						

CA	1.011	1.134	1.027					
LOSS	1.010	1.025	1.004	1.000				
LEV	1.004	1.012	1.025	1.031	1.066			
BIG	1.003	1.045	1.016	1.000	1.009	1.010		
NAS	1.001	1.252	1.190	1.027	1.009	1.001	1.029	

パネル 22-3: 退職給付に係る負債（退職給付引当金）

VIF	RTR%	TA	SUB	CA	LOSS	LEV	BIG	NAS
RTR%								
TA	1.010							
SUB	1.005	2.242						
CA	1.002	1.066	1.018					
LOSS	1.000	1.044	1.017	1.002				
LEV	1.017	1.019	1.025	1.031	1.020			
BIG	1.002	1.048	1.020	1.000	1.001	1.001		
NAS	1.002	1.279	1.206	1.015	1.008	1.005	1.035	

パネル 22-4: 減損損失

VIF	IMP%	TA	SUB	CA	LOSS	LEV	BIG	NAS
IMP%								
TA	1.016							
SUB	1.004	2.196						
CA	1.009	1.054	1.006					
LOSS	1.046	1.116	1.048	1.011				
LEV	1.003	1.010	1.014	1.043	1.017			
BIG	1.003	1.046	1.014	1.000	1.003	1.007		
NAS	1.003	1.275	1.218	1.009	1.017	1.004	1.033	

4つのモデルを推定した結果は、[図表 23] のとおりである。これによると、繰延税金資産、のれん、および退職給付に係る負債（退職給付引当金）については、それらの相対的な金額の大きさと監査報酬の間に有意な正の相関が観察されたことから、仮説 2-1、2-2、及び 2-3 は棄却され、監査報酬に影響すると言える。それらに対して、減損損失については、その相対的な金額の大きさと監査報酬の間に有意な相関が観察されなかったことから、仮説 2-4 は棄却されず、監査報酬に影響するとは言い切れない。

[図表 23] KAM 相当項目の相対的な金額の大きさと監査報酬の関係についての分析結果

	繰延税金資産	のれん	退職給付に係る負債 (退職給付引当金)	減損損失
定数	0.154 (2.388)**	0.006 (0.049)	0.040 (0.563)	-0.089 (0.967)
DTA%	3.774 (9.797)***			
GW%		0.523 (2.468)**		
RET%			0.819 (4.747)***	
IMP%				-0.016 (-0.187)

TA	0.256 (42.678)***	0.268 (22.784)***	0.267 (40.115)***	0.279 (32.611)***
SUB	0.149 (21.823)***	0.161 (10.669)***	0.148 (19.944)***	0.148 (15.144)***
CA	0.131 (4.021)***	0.174 (2.490)**	0.167 (4.709)***	0.234 (5.004)***
LOSS	0.139 (6.073)***	0.169 (3.708)***	0.137 (6.148)***	0.144 (5.374)***
LEV	0.251 (7.708)***	0.239 (3.596)***	0.289 (8.147)***	0.333 (6.952)***
BIG	0.208 (15.435)***	0.265 (10.026)***	0.209 (14.474)***	0.189 (9.030)***
NAS	0.092 (5.896)***	0.107 (3.869)***	0.099 (5.956)***	0.110 (5.069)***
修正 R ²	0.796	0.780	0.800	0.809
観測値	2,663	941	2,364	1,382

(注 1) 上段が推定係数、下段が t 値である。

(注 2) ***, **, * は、それぞれ両側検定において 1%、5%、10%水準で有意であることを示している。

④ KAM 相当項目の相対的な金額の大きさと監査報酬の関係に関する追加分析

最後に、本項では 4 つの KAM 相当項目をすべて計上している企業をサンプルとして、4 つの KAM 相当項目をすべて組み入れた以下のモデルを用いて KAM 相当項目の相対的な金額の大きさが監査報酬に影響を及ぼすかどうかを検証した。[図表 24] および [図表 25] は、それぞれ、モデルに用いた変数の記述統計量と変数間の VIF 統計量を示している。独立変数間に多重共線性は見られない。

仮説 2b : KAM 相当項目の相対的な金額の大きさは、監査報酬に影響しない。

$$AFEE = \beta_0 + \beta_1 DTA\% + \beta_2 GW\% + \beta_3 RTR\% + \beta_4 IMP\% + \beta_5 TA + \beta_6 SUB + \beta_7 CA + \beta_8 LOSS + \beta_9 LEV + \beta_{10} BIG + \beta_{11} NAS + \varepsilon$$

[図表 24] 記述統計量

	平均	標準偏差	最小値	第 1 四分位	中央値	第 3 四分位	最大値	観測値
AFEE	4.057	0.769	2.557	3.526	3.892	4.500	7.506	462
DTA%	0.019	0.014	0.000	0.009	0.015	0.025	0.092	462
GW%	0.031	0.061	0.000	0.003	0.011	0.028	0.638	462
RTR%	0.026	0.030	0.000	0.005	0.016	0.034	0.180	462
IMP%	0.007	0.024	0.000	0.001	0.002	0.007	0.414	462
TA	11.526	1.561	7.072	10.504	11.466	12.562	16.729	462
SUB	2.842	1.150	0.000	2.109	2.833	3.584	6.314	462
CA	0.523	0.175	0.097	0.401	0.521	0.650	0.970	462
LOSS	0.069	0.254	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	462
LEV	0.509	0.172	0.107	0.372	0.507	0.643	0.965	462
BIG	0.740	0.438	0.000	0.000	1.000	1.000	1.000	462
NAS	0.403	0.490	0.000	0.000	0.000	1.000	1.000	462

[図表 25]変数間の VIF 統計量

VIF	DTA%	GW%	RTR%	IMP%	TA	SUB	CA	LOSS	LEV	BIG	NAS
DTA%											
GW%	1.003										
RTR%	1.186	1.018									
IMP%	1.001	1.017	1.001								
TA	1.000	1.018	1.011	1.021							
SUB	1.000	1.002	1.016	1.007	2.050						
CA	1.002	1.024	1.000	1.011	1.040	1.002					
LOSS	1.001	1.013	1.000	1.122	1.012	1.009	1.001				
LEV	1.002	1.014	1.009	1.001	1.004	1.010	1.020	1.029			
BIG	1.005	1.005	1.005	1.002	1.058	1.028	1.001	1.005	1.008		
NAS	1.000	1.000	1.001	1.001	1.237	1.191	1.007	1.005	1.000	1.044	

このモデルを推定した結果は、[図表 26] のとおりである。これによると、繰延税金資産については、その相対的な金額の大きさと監査報酬の間に有意な正の相関が観察されたが、残りの 3 つの KAM 相当項目については、有意な相関が観察されなかった。

[図表 26]KAM 相当項目の相対的な金額の大きさと監査報酬の関係についての分析結果

定数	-0.480 (-2.529)**	CA	0.125 (1.232)
DTA%	3.912 (3.057)***	LOSS	0.156 (2.194)**
GW%	0.460 (1.568)	LEV	0.231 (2.292)**
RTR%	0.141 (0.227)	BIG	0.254 (6.382)***
IMP%	0.056 (0.074)	NAS	0.094 (2.451)**
TA	0.309 (18.183)***	修正 R ² 観測値	0.787 462
SUB	0.161 (7.403)***		

(注 1) 上段が推定係数、下段が t 値である。

(注 2) ***, **, * は、それぞれ両側検定において 1%、5%、10%水準で有意であることを示している。

このように、KAM 相当項目の相対的な金額の大きさと監査報酬の関係については、個別のモデルによる分析と 4 つの KAM 相当項目をすべて計上している企業をサンプルとした分析では、異なる結果となった。前者の分析では、繰延税金資産、のれん、および退職給付に係る負債（退職給付引当金）について、それらの相対的な金額の大きさと監査報酬の間に有意な正の相関が観察されたのに対して、後者の分析では、繰延税金資産についてのみ、その相対的な金額の大きさと監査報酬の間に有意な正の相関が観察された。

第 1 の分析の結果を踏まえてこの結果を解釈するならば、監査人は、繰延税金資産については、その計上の有無よりも財務諸表における相対的な金額の大きさによって監査手続の内容（量および/ま

たは質)を調整している可能性がある。また、減損損失とのれんについては、相対的な金額の大きさよりもそれを計上するかどうかの判断の方が重要であると監査人が考えている可能性がある²⁵。しかし、退職給付に係る負債(退職給付引当金)については、その計上の有無と相対的な金額の大きさのいずれの観点から見ても、監査の工数、監査手続、監査判断に要する時間などを増加させる KAM 相当項目には該当しない可能性がある。

(6) 限界と残された課題

本章では、日本企業の監査報酬と KAM 相当項目の関係について、当該項目が財務諸表に計上されているかどうかや、計上されている場合の相対的な金額の大きさが監査報酬に影響を与えているかどうかを検討した。その結果、KAM 相当項目には、それが財務諸表に計上されること自体が監査人にとって重要であるもの、計上の有無よりも計上される金額の相対的な大きさが監査人にとって重要であるもの、およびその両方が監査人にとって重要であるものが存在することが明らかとなった。日本の監査報酬は硬直的であると言われているが、今回の分析結果からは、事前に計画された、または実際に実施した監査手続の内容に応じて監査報酬が決定されていることが推察できる。

ただし、本章にはいくつかの限界も存在する。例えば、本章で行った分析では KAM 相当項目の有無や相対的な金額の大きさについては検討したが、当該 KAM 相当項目の質的側面は考慮できていない。財務諸表における金額が相対的に小さくても、当該 KAM 相当項目が被監査企業の事業継続に重要な影響を及ぼす場合は考えられるが、海外で導入されている KAM の記載を見る限り、そのような質的側面を判断することは困難である。また、複数の KAM 相当項目が計上されている場合に、それらの間の相対的な重要性の優劣(どの項目にどの程度の監査資源を費やしたか)も外部から観察することはできない。ただし、この点については監査事務所に協力を依頼し、質問票調査やインタビュー調査、あるいは実験研究によってデータを収集することができるかもしれない。

(堀古秀徳・林 隆敏)

²⁵ 買収、合併などののれんが生じる取引によって取得した資産において減損が生じる可能性が高いとすれば、のれんと減損損失を区別せずに、「減損リスクのある資産または資金生成単位(CGU)の有無やその総資産に占める割合が監査報酬に影響を与える」という仮説を設定することができる。この検討は今後の課題としたい。

5. おわりに

本調査報告書は、日本公認会計士協会からの委託研究として実施した、2016年4月期決算から2017年3月期決算までの1年間を対象とするわが国上場企業の監査報酬及び監査人の実態に関する調査と分析、ならびにそれらを基礎とした実証分析の成果である。

監査報酬は、基本的には、ランク毎の標準単価×ランク毎の見積もり監査時間によって決定されており、この監査時間の中には、企業規模等とは無関係に固定的に発生する時間があると考えられる。このため、規模、業種・業態、さらには事業上のリスク等が類似している企業であれば、監査報酬が高いほど、監査時間が多く費やされているか、あるいは、時間当たり単価が高い監査人、すなわち、経験やスキルに優る熟練した監査人が担当しているものと推定できる。もちろん監査報酬額の比較そのものが監査の理論や実務において重要なのではなく、当該監査報酬に反映されているであろう監査の質こそが重要なことはいうまでもない。監査の質を捕捉するための指標（Audit Quality Indicators: AQI）については²⁶、諸外国において種々の提案が行われ、一部実施に移されているものの、それらの多くは監査事務所単位での指標に留まっており、個々の監査業務ごとの質を必ずしも代理するものではない。したがって、わが国に限らず諸外国においても、監査報酬は、外部から個々の監査業務の質を捕捉し得るほぼ唯一の指標となっているため、その多寡に関心を寄せざるを得ないのである。

今回の2016年度の調査では、日本の監査市場について、上場企業全体でも、平均が2015年度の61.52百万円から1.48百万円増加し63.00百万円となっており（中央値は30.50百万円に0.5百万の増加）、また、個別にも監査報酬増加企業は1,371社（分析対象企業の38.8%）であるのに対して、減少企業数は675社（同19.1%）であった。2015年度に引き続き、監査報酬の増加傾向にあることが明らかとなった。2016年度においては、大きな制度改正等がなかったものの、外部会計監査人と取締役会や監査役会等の連携を強調するコーポレートガバナンス・コードが2015年6月1日に導入され、現場に浸透してきたことや、東芝事件等を受けた虚偽表示のリスクの高い企業に対する監査の厳格化とそれに応じた監査報酬を請求する傾向が強まっている可能性も、監査制度を取り巻く環境要因として捉えられるかもしれない。

日米比較によれば、2016年度の監査報酬の平均（中央値）は、アメリカの235.90百万円（81.75百万円）に対して、日本は63.00百万円（30.50百万円）であることから、日米の監査報酬の比率は1：3.74（1：2.68）となる。2015年度に比べて平均値でも中央値でも、僅かながら格差が拡大している。本年度は、日本公認会計士協会からの追加の調査項目として、アメリカに加えて、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリアと日本の開示規定の相違を確認し、わが国の監査報酬開示規定に関する今後の課題を明らかにしている。

また本年度の実証分析としては、現在、わが国で導入が検討されている重要な監査事項（KAM）について、現段階でKAMに相当すると考えられる財務諸表項目を抽出することで、KAM相当項目の記載と監査報酬の多寡との関係を分析した。その結果、繰延税金資産、のれん、および退職給付に係る負債（退職給付引当金）については、それらの相対的な金額の大きさと監査報酬の間に有意な正の相関が観察されたが、KAM対象項目として注目される減損損失については、その相対的な金額の大きさ

²⁶ わが国において体系的にAQIを整理したものとして、町田(2017)を参照されたい。

と監査報酬との間に有意な相関は検出できなかった。

本調査研究の目的は、監査報酬を手がかりとして、わが国における上場企業の監査の実態を明らかにすることにある。現在、監査における最重要課題の 1 つである監査の品質の観点から見て、監査報酬の調査・分析は欠くことができない。本研究の成果の蓄積が、わが国における監査報酬、ひいては監査の品質にかかる基礎的な資料を形成し、監査報酬の適正化にかかる制度上及び実務上の議論に資することを期待したい。

(松本祥尚)

執筆者紹介及び担当箇所一覧

松本 祥尚（まつもと よしなお）

関西大学大学院会計研究科・教授

関西大学商学部卒業、神戸大学大学院経営学研究科博士前期課程修了、香川大学経済学部を経て、現在に至る。

【主要著書】『日本の企業会計の形成過程』（共著、中央経済社、1994年）、『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『公認会計士の将来像』（共著、同文館出版、2014年）、『七訂版ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2015年）等。

町田 祥弘（まちだ よしひろ）

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科・教授

早稲田大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、東京経済大学経営学部を経て、現在に至る。博士（商学・早稲田大学）。

【主要著書】『会計プロフェッションと内部統制』（税務経理協会、2004年）、『会計士監査制度の再構築』（共編著、中央経済社、2012年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『内部統制の法的責任の研究』（編著、日本公認会計士協会出版局、2013年）、『公認会計士の将来像』（共著、同文館出版、2014年）等。

林 隆敏（はやし たかとし）

関西学院大学商学部・教授

関西学院大学商学部卒業、同大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得後退学、甲子園大学経営情報学部を経て、現在に至る。博士（商学・関西学院大学）。

【主要著書】『継続企業監査論ーゴーイング・コンサーン問題の研究ー』（中央経済社、2005年）、『国際監査基準の完全解説』（共著、中央経済社、2010年）、『監査論の基礎第3版』（共著、東京経済情報出版、2011年）『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、『七訂版ベーシック監査論』（共著、同文館出版、2015年）等。

佐久間 義浩（さくま よしひろ）

東北学院大学経営学部・准教授

一橋大学法学部卒業、京都大学大学院経済学研究科博士後期課程修了、富士大学経済学部を経て、現在に至る。博士（経済学・京都大学）。

【主要著書・論文】「日本市場における財務諸表監査の経済的機能に関する検証」『会計プロGRESS』（日本会計研究学会）第9号（単著、2009年）、「非営利組織における内部統制の現状：自治体病院

におけるアンケート調査による分析」『非営利法人研究学会誌』第13号（単著、2011年）、『国際財務報告の基礎概念』（共著、中央経済社、2014年）等。

高田 知実（たかだ ともみ）

神戸大学大学院経営学研究科・准教授

関西大学商学部卒業、神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程修了、現在に至る。博士（経営学・神戸大学）。

【主要著書・論文】「監査報酬と監査環境の変化がゴーイング・コンサーンの開示に及ぼす影響の実証分析」『現代監査』（日本監査研究学会）第20号（単著、2010年）、『わが国監査報酬の実態と課題』（共著、日本公認会計士協会出版局、2012年）、「日本における監査報酬維持企業の決定要因分析」『産業経理』（産業経理協会）第76巻第4号（単著、2017年）等。

堀古 秀徳（ほりこ ひでのり）

関西学院大学商学部・助教

関西学院大学商学部卒業、関西学院大学大学院商学研究科博士課程後期課程修了、現在に至る。博士（商学・関西学院大学）。

【主要論文】「我が国の監査実務の現状と研究上の課題—監査の失敗に関する調査を中心に—」『関西学院商学研究』（関西学院大学大学院商学研究科研究会）第67号（単著、2013年）、「監査人の職業的懐疑心と経営者の誠実性の関係に関する考察」『関西学院商学研究』（関西学院大学大学院商学研究科研究会）第68号（単著、2014年）、「経営者等に対する監査人の信頼と職業的懐疑心」『會計』（森山書店）第187巻第3号（単著、2015年）等。

■ 担当箇所一覧

担当箇所	担当者
1. はじめに	松本祥尚
2. 日本の監査報酬の実態分析	高田知実・松本祥尚
3. 日本公認会計士協会からの委託事項の調査	町田祥弘・佐久間義浩
4. 監査報酬の実証分析	堀古秀徳・林 隆敏
5. おわりに	松本祥尚

参考文献

- Australian Accounting Standards Board [AASB] [2015], Compiled AASB Standard AASB 1054: Australian Additional Disclosures.
- Financial Reporting Council (FRC) [2015], Extended auditor's reports: A review of experience in the first year, FRC.
- FRC [2016a], Extended auditor's reports: A further review of experience, FRC.
- FRC [2016b], International Standard on Auditing (UK) 701, Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report, FRC.
- Hay, D. C., W. R. Knechel, and N. Wong [2006], Audit Fees: A Meta-analysis of the Effect of Supply and Demand Attributes, *Contemporary Accounting Research*, Vol. 23, No. 1, pp. 141-191.
- Institute of Chartered Accountants in England and Wales [ICAEW] [2013], Technical Release TECH 14/13FRF: Disclosure of auditor remuneration.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) [2015], International Standard on Auditing (ISA) 701 (NEW), Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report, IAASB.
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) [2017] AS 3101, The Auditor's Report on an Audit of Financial Statements When the Auditor Expresses an Unqualified Opinion, PCAOB.
- U.S. Securities and Exchange Commission [SEC] (2003), Code of Federal Regulations [CFR], Title 17 - Commodity and Securities Exchanges, Chapter II - Securities and Exchange Commission, Part 240 - General Rules and Regulations, Securities Exchange Act of 1934, Item 9. Independent public accountants, § 240.14a-101 Schedule 14A. Information required in proxy statement.
- U.S. SEC [2004], Office of the Chief Accountant, Application of Revised Rules on Auditor Independence -Frequently Asked Questions.
- Simunic, D. A [1980], The Pricing of Audit Services: Theory and Evidence, *Journal of Accounting Research*, Vol. 18, No. 1, pp. 161-190.
- 草野真樹・佐久間義浩 [2018] 「ファイナンス・リース取引の認識対開示：監査報酬との関連性分析」『企業会計』第70巻第2号、112-121頁。
- 高田知実 [2015] 「大手監査事務所の報酬決定に関する実証研究」『国民経済雑誌』第212巻第5号、47-60頁。
- 高田知実 [2017] 「日本における監査報酬維持企業の決定要因分析」『産業経理』第76巻第4号、121-132頁。
- 日本公認会計士協会 [2015] 監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」。
- 日本取締役協会 [2017] 「上場企業のコーポレート・ガバナンス調査」8月1日。
- 福川裕徳 [2012] 『監査判断の実証分析』国元書房。
- 藤原英賢 [2013] 「監査報酬の決定に対する監査人の専門性の影響」『追手門経済・経営研究』第20号、11-21頁。
- 町田祥弘 [2012] 「わが国における標準監査報酬モデルの検討」監査人・監査報酬問題研究会『わが国

監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局、185-198 頁。

町田祥弘・佐久間義浩 [2016] 「4. 監査報酬の実証分析 ―監査人の交代による監査報酬への影響―」
監査人・監査報酬問題研究会『2016 年版上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書』2 月 8 日、
23-31 頁< <http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/about/news/20160413rjt.html> >。

町田祥弘編 [2017] 『監査品質の指標(AQI)』同文館出版。

松本祥尚 [2013] 「3. 監査報酬の実証分析」監査人・監査報酬問題研究会『2014 年版 上場企業 監査人・
監査報酬実態調査報告書』12 月 20 日、28-32 頁<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/about/news/2014_2.html
>。

矢澤憲一 [2009] 「監査報酬評価モデルの研究」『青山経営論集』第 44 巻第 3 号、227-256 頁。

矢澤憲一 [2012] 「監査報酬評価モデルの研究Ⅱ―内部統制監査の導入に焦点を当てて(2007-2011)」『青
山経営論集』第 47 巻第 1 号、79-97 頁。